

安来市水防計画

令和6年度

安来市

目 次

第1章 総則	1～4
1-1 水防計画の目的及び定義	
1-2 安来市地域防災計画との関係	
1-3 用語の解説	
1-4 水位概念図	
第2章 水防組織と責任	5～12
2-1 島根県下の水防組織	
2-2 安来市の水防組織	
2-3 水防関係機関一覧表	
2-4 水防の責任等	
2-5 水防訓練等	
第3章 重要水防区域及び危険な箇所	13～16
3-1 重要水防区域	
3-2 危険な箇所	
第4章 水防体制	17～18
4-1 安来市水防本部の体制	
4-2 警察署及びその他関係機関との連絡	
第5章 水防活動	19～43
5-1 気象状況の連絡	
5-2 雨量、水位及びカメラ画像の観測と通報及び公表	
5-3 ダム、水門、樋門、堰の操作	
5-4 洪水予報（国土交通省管理河川）	
5-5 洪水予報（県管理河川）	
5-6 水位周知（国土交通省管理河川）	
5-7 水位周知（県管理河川）	
5-8 水防警報（国土交通省管理河川）	
5-9 水防警報（県管理河川）	
5-10 ホットライン	
5-11 洪水浸水想定区域の指定	
5-12 津波災害警戒区域の指定	
5-13 大規模氾濫減災協議会	
5-14 予想される水災の危険の周知等	
5-15 河川等の巡視	
5-16 水防機関の出動と出動後の水防活動	
5-17 啓発活動	
5-18 水防協力団体	
5-19 決壊に際しての措置	
5-20 避難のための立退	
5-21 水防資材器具等の整備並びに輸送	
5-22 記録、報告	

附 則

別表1	安来市水防隊組織図	44
別表2	安来市水防団組織図	45
別表3	重要水防区域	46
別表4	危険な箇所一覧表	47~49
別表5	管内雨量観測所一覧	50
別表6	管内水位観測所一覧	51
別表7	河川増水状況表	52
別表8	河川監視カメラ一覧	53
別表9	管内堰一覧	54
別表10	管内水門・樋門一覧	55~57
別表11	管内ダム機能表	58
別表12	管内ダム関係通報系統図	59~60
別表13	飯梨川洪水予報文	61~62
別表14	水位周知（国土交通省管理河川）発表様式	63~64
別表15	水位周知（県管理河川）発表様式	65~70
別表16	水防警報（国土交通省管理河川）発表様式	71~72
別表17	水防警報（県管理河川）発表様式	73~74
別表18	浸水想定区域図策定状況	75
別表19	信号	76
別表20	優先通行標識	76
別表21	出水様式	77~80
別表22	水防活動報告様式（1）（2）	81~82
別表23	公用負担命令書様式	83
別表24	河川決壊・漏水等の通報系統図	84
別表25	洪水浸水想定区域図	
	斐伊川水系斐伊川（中海）洪水浸水想定区域図	85
	斐伊川水系飯梨川浸水想定区域図（山佐川含）	86~89
	斐伊川水系伯太川浸水想定区域図	90~92
別表26	水防倉庫並びに資材器具一覧表	93
別表27	水防輸送車輛配置一覧表	94~95

付 属 資 料

- ・ 安来市防災会議条例
- ・ 安来市防災会議役員名簿
- ・ 安来市水防管内図
- ・ 安来市水防警戒区域分担図

第1章 総 則

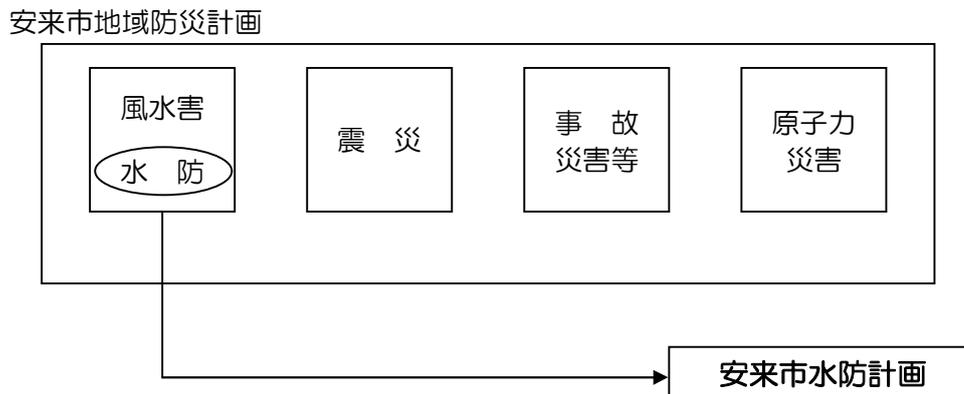
1. 1 水防計画の目的及び定義

この計画は、水防法第33条並びに島根県水防計画に基づき、安来市内の水防業務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって河川の洪水、雨水出水、津波又は高潮による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減することを目的とするものである。

この水防計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを変更しその要旨を公表するよう努める。(法33①、33③)

1. 2 安来市地域防災計画との関係

安来市地域防災計画は、風水害予防計画を定めているが、このうち水防に関する具体的事項については、本計画において定めるものと規定されている。



1. 3 用語の解説

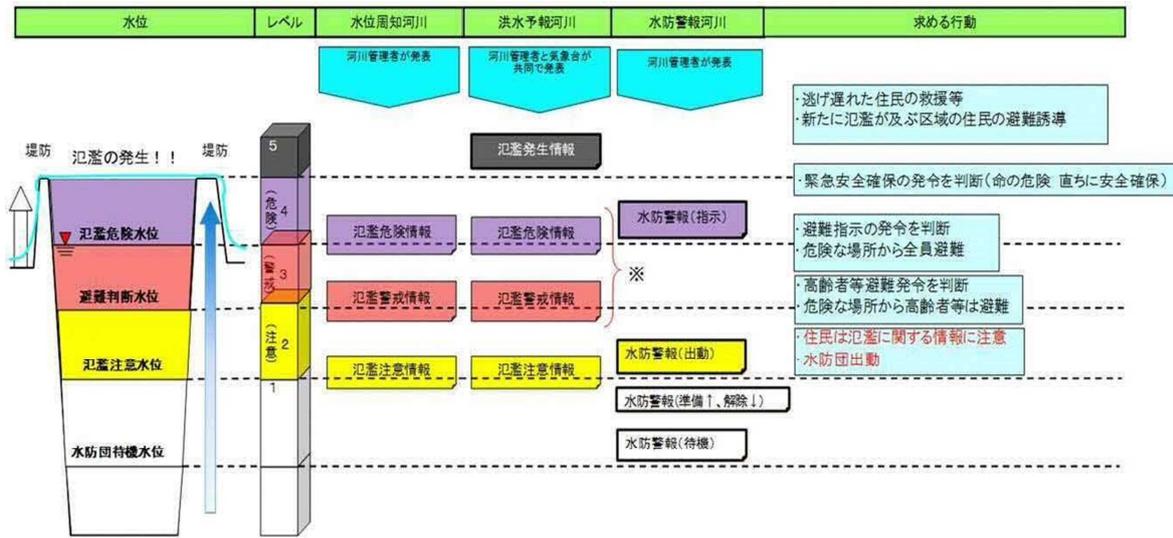
水防上、基本的かつ重要な用語について、次のとおり解説する。

水防本部	島根県における水防を総括するため県土木部河川課内に常置している機関で、知事を本部長としている。
水防支部	1. 水防本部の出先機関として各県土整備事務所（局）内に常置している機関で、事務所（局）長を支部長としている。 2. 土木事業所を所管する水防支部においては、土木事業所長を地区長とし、地区長は当該地区内の水防業務を担当する。
水防管理団体	市町村。（法2②）
水防管理者	水防管理団体である市町村の長。（法2③）
指定水防管理団体	水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるもので知事の指定した水防管理団体。（法4）
消防機関の長	消防本部を置く市町村にあっては消防長、消防本部を置かない市町村にあっては消防団長。（法2⑤）
消防職員	消防本部員、消防署員。
水防団	水防活動に従事する消防団について、本書では便宜上、水防団と記述している。
水防団員	水防活動に従事する消防団員について、本書では便宜上、水防団員と記述している。
重要水防区域	過去の増水により甚大な被害があり今後もそのおそれが大きい河川の区間、又は堤防が決壊した場合、その背後地及び下流に甚大な被害を与えると予想される河川の区間。
危険な箇所	洪水及び高潮に伴う水が溢れる箇所、漏水、深掘れ等により決壊が予想される箇所。
洪水浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、洪水予報河川及び水位周知河川について、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は知事が指定した区域。（法14①）
洪水予報河川	国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。（法10②、法11①、気象業務法14の2②、③）
氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるときに発表される。
氾濫警戒情報	一定時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるときに発表される。市町村は高齢者等避難の発令判断の目安とする。
氾濫危険情報	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合（国土交通大臣が指定した河川に限る）、あるいは氾濫危険水位に到

	達したときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、市町村は避難指示等発令の判断の目安とする。
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、あるいは氾濫が継続しているときに発表される。市町村は逃げ遅れた住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
水防警報	国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した ^{※注} 河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。（法2⑧、法16）
水位周知河川	国土交通大臣又は知事が洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。（法13①、②）
水位到達情報	国土交通大臣又は知事が指定した水位周知河川において、下記（氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位）のあらかじめ定めた水位の到達に関する情報。
水防団待機水位（通報水位）	洪水又は高潮のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位で、各水防機関が水防体制に入る水位。（法12①）
氾濫注意水位（警戒水位）	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による被害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位。水防団の出動の目安となる水位である。この水位を超えるときは、この計画で定めるところにより、公表しなければならない。（法12②）
避難判断水位	氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位である。
氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じ、氾濫のおそれがある水位。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。※河川計画や事業実施においては、堤防設計水位である計画高水位を使用。
浸水被害軽減地区	洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう。（法15の6）
警戒レベル	警戒レベルによる防災情報の提供 県、市町村及び防災関係機関は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取り組みを行うとともに、住民の自発的な避難判断等を促すよう努める。

※斐伊川（中海）、飯梨川、伯太川を指す（水防松江支部広瀬地区管内）

1. 4 水位概念図



※洪水予報河川については発表する報によっては
水位の予測情報を持って発表する場合があります。

水位決定根拠

氾濫危険水位
 検討 計画高水位もしくは天端からリードタイムを考慮した水位のいずれか低い方の水位
 ※リードタイム：避難指示の発令、情報伝達及び避難等に要する時間

避難判断水位
 検討 氾濫危険水位に達するまでの間に避難所を開設するのに必要な時間を考慮した水位

氾濫注意水位

1) 改修済みの河川 検討① その水位に対する流量が計画高水流量の約5割の水位 検討② 平均低水位から計画高水位までの下から6割の水位 検討③ 約3年に一回起こる程度の水位	⇒	融雪洪水河川、急流河川等災害の起こる恐れがある地域特性や既往洪水の被害発生状況等も考慮して総合的に定める。
2) 未改修部の河川 検討①' 平均低水位から堤防上端までの5割程度の水位 検討②' 約3年に一回起こる程度の水位		

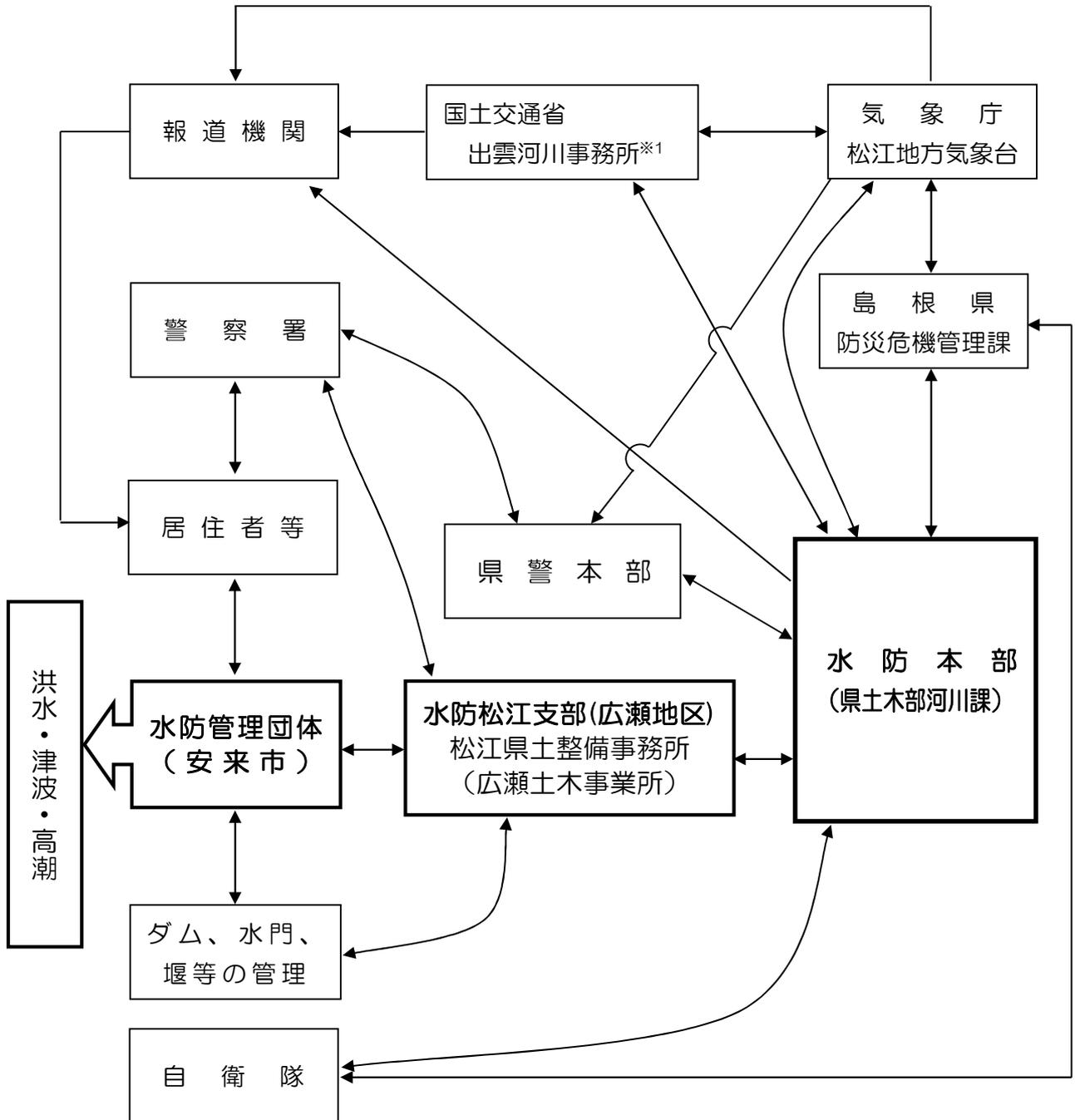
水防団待機水位

1) 改修済みの河川 検討① その水位に対する流量が計画高水流量の約2割の水位 検討② 1年に5～10回起こる程度の水位	⇒	水防団待機水位から氾濫注意水位に到達する時間を考慮して定める。
--	---	---------------------------------

第2章 水防組織と責任

2. 1 島根県下の水防組織

洪水又は高潮の際には、島根県、水防管理団体、国土交通省、気象庁、警察署等関係機関をはじめ住民の参加も得て水防に当たるものとする。

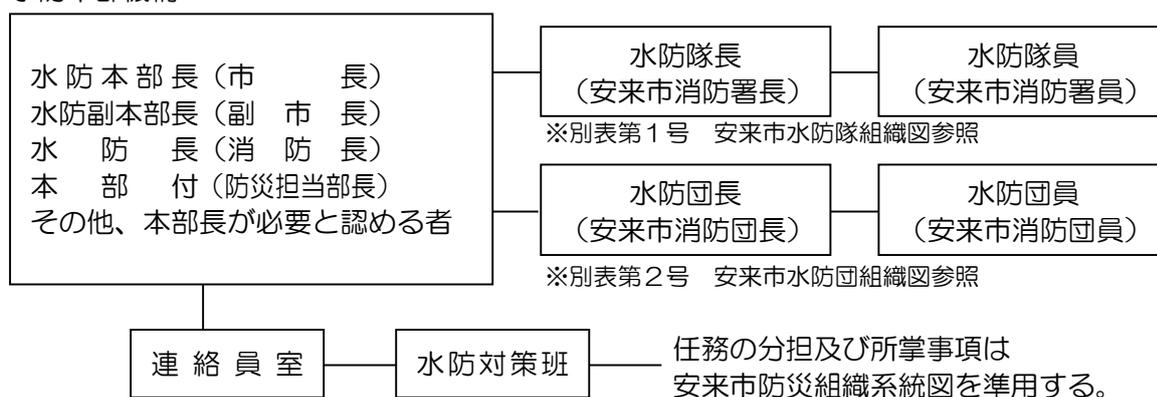


*1：中海については国土交通省出雲河川事務所において鳥取県とも情報を交換している。

2. 2 安来市の水防組織

水防管理団体である安来市は、水防に関係のある気象等の予報、注意報、警報等発表により、洪水及び高潮のおそれがあると認められたときから、洪水等の危険がなくなったと認められるまで、次の組織で業務を行う。

水防本部機構



水防本部事務分掌

- 水防本部長(市長) 水防本部の事務を統括する。
- 水防副本部長(副市長) 本部長を補佐し、本部長が出張・事故等により事務を遂行できないときは、これに代わる。
- 水防長(消防長) 本部長及び副本部長を補佐し、その命を受けて各班を指揮監督する。
- 本部付(防災担当部長) 水防長を補佐し、その命を受けて分掌事務に従事する。
- 水防隊長(安来市消防署長) 水防隊員を総括し、水防業務を遂行する。
- 水防団長(安来市消防団長) 水防団員を総括し、水防業務を遂行する。

2. 3 水防関係機関一覧表

1. 水防本部、水防支部等（県関係）

令和6年4月1日現在

名称	所在地	担当部課 グループ名	電話番号 防災行政無線番号	FAX番号 防災行政無線 FAX	備考
島根県水防本部	松江市殿町1	土木部河川課	0852-22-6363 300-2-6363	0852-22-6356 300-2-6356	河川課 公用携帯 080- 1904- 3348
水防松江支部	松江市東津田町 1741-1	業務部総務課	0852-32-5720 321-2-5720	0852-32-5763 321-2-5763	
水防松江支部 広瀬地区	広瀬町石原 357-1	広瀬土木事業所 業務課	0854-32-2031 330-2031	0854-32-2825 330-4277	
島根県 防災危機管理課	松江市殿町1	防災係	0852-22-5885 300-2-5885	0852-22-5930 300-2-5930	
布部ダム管理所	広瀬町布部 2845-18		0854-36-0050 340-211	0854-36-0051 340-230	体制時
松江県土整備事務所	広瀬町石原 357-1	広瀬土木事業所 布部ダムスタッフ	0854-32-4153 330-4153	0854-32-2825 330-4277	通常時
山佐ダム管理所	広瀬町上山佐 3036-11		0854-35-0156 341-211	0854-35-0141 341-230	体制時
松江県土整備事務所	広瀬町石原 357-1	広瀬土木事業所 山佐ダムスタッフ	0854-32-4153 330-4153	0854-32-2825 330-4277	通常時
安来警察署	安来市今津町 674-1	警備課	0854-22-0110 444-5	0854-22-6565	内線 291

2. 水防管理団体関係

名称	所在地	担当部課 グループ名	電話番号 防災行政無線番号	FAX番号 防災行政無線 FAX	備考
安来市水防本部	安来町 878-2	防災課	0854-23-3074 411-81	0854-23-3152 411-81	
		安来市役所 代表番号	0854-23-3000 411-2-3000		
安来市消防本部	安来町 711-1	消防総務課	0854-23-3410 423-83	0854-23-1987 423-81	
安来市消防署	安来町 711-1	消防署	0854-22-0119 423-83	0854-23-1987 423-81	

3. 国の機関

令和6年4月1日現在

名称	所在地	担当部課 グループ名	電話番号 防災行政無線番号	FAX番号 防災行政無線 FAX	備考
国土交通省 出雲河川事務所	出雲市塩冶有原町 5-1	防災情報課	0853-20-1764 731-280	0853-21-2878 731-359	
出雲河川事務所 中海出張所	東赤江町 1637		0854-23-7433	0854-23-0789	
第八管区海上保安 本部境海上保安部	境港市昭和町 9- 1	警備救難課	0859-42-2531 447-81	0859-42-2531 447-81	
松江地方气象台	松江市西津田 7-1-11		0852-22-3784 435-81	0852-21-6656 435-81	
陸上自衛隊 第13偵察隊	出雲市松寄下町 1142-1	警備	0853-21-1045 526-81	0853-21-1045 92-526-81	

4. 鉄道、通信、電力事業者

令和6年4月1日現在

名称	所在地	担当部課 グループ名	電話番号	FAX番号	備考
西日本旅客鉄道(株) 中国統括本部	広島市東区上大須 町 15 番 20 号	施設課	082-261-2143 夜・休日(施設指令) 0859-32-6383	082-261-1258 夜・休日(施設指令) 0859-31-5378	夜間・休日は 米子指令所
西日本電信電話 (株)島根支店	松江市東朝日町 102	災害対策室	0852-20-7695	0852-20-7921	
中国電力(株) 島根支社	松江市母衣町 115	島根支社総務・ 資材グループ	0852-27-1113	0852-32-0620	
中国電力ネットワーク(株) 山陰ネットワークセンタ ー	松江市東朝日町 5 番地 1	総務課	0852-32-0252	0852-32-0390	

5. 報道機関

令和6年4月1日現在

名称	所在地	担当部課 グループ名	電話番号 防災行政無線番号	FAX番号 防災行政無線FAX	備考
NHK	松江市灘町 101-6	松江放送局 ニュース	0852-24-4511 437-5	0852-27-5856 437-1	
山陰放送	松江市殿町 111	松江支社	0852-21-4306 448-5	0852-21-4307 448-1	
日本海テレビ	松江市袖師町 2-38-201	島根総局	0852-26-3151 438-5	0852-27-8880 438-1	
山陰中央テレビ	松江市向島町 140-1	本社報道部	0852-23-3434 439-5	0852-22-4490 439-1	
テレビ朝日	松江市御手船場町 54 9-1 損保パルビル4F	松江支局	0852-59-5421	0852-59-5425	
エフエム山陰	松江市殿町 383	放送部	0852-27-9887 440-5	0852-27-5130 440-1	
共同通信社	松江市殿町 383	松江支局	0852-22-0101	0852-27-8149	
時事通信社	松江市末次町 23	松江支局	0852-21-3594	0852-21-3110	
朝日新聞社	松江市南田町 32	松江総局	0852-23-3330	0852-27-2308	
毎日新聞社	松江市母衣町 83-3	松江支局	0852-23-3121	0852-27-1548	
読売新聞社	松江市母衣町 95-1	松江支局	0852-23-1411	0852-23-1413	
産経新聞社	大阪市浪速区湊町 二丁目 1 番 57 号	大阪本社 地方部	06-6633-9811	06-6633-9879	
日本経済新聞社	松江市殿町 126	松江支局	0852-21-2198	0852-26-5720	
中国新聞社	松江市内中原町 24	松江支局	0852-23-3322	0852-23-3324	
山陰中央新報社	松江市殿町 383	松江本社 報道部	0852-32-3320	0852-32-3520	
新日本海新聞社	松江市殿町 111	松江支社	0852-25-3385	0852-25-3392	
島根日日新聞社	松江市内中原町 230	松江支社	0852-31-1041	0852-31-9205	
島根県政記者会	松江市殿町 1		0852-22-5465	0852-22-5466	県広聴広報課
山陰ケーブルビジョン	松江市学園 1-2-27	制作部	0852-23-2522	0852-24-9111	

2. 4 水防の責任等

1. 水防本部（県庁）の責任（法3の6、法7①⑤、法10、法11、法13、法14、法16、法33、法47、法48）

- (1) 県内における水防体制と組織の確立及び強化を図るとともに、各水防管理団体が行う水防が十分に行われるように努めなければならない。
- (2) 水防事務の調整及びその円滑な実施のため島根県の水防計画を毎年増水期までに検討を加え必要があるときは、これを変更しなければならない。またその水防計画の要旨を公表するよう努めるものとする。
- (3) 国土交通大臣と気象庁長官が共同して発表する洪水予報の通知を受けた場合は、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。（洪水予報河川）
- (4) 知事が指定した河川^{※1}について、気象庁長官（松江地方気象台長）と共同して洪水予報を発表し、水防関係機関及び関係市町村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（洪水予報河川）
※1：益田川、飯梨川、周布川
- (5) 国土交通大臣が発表する水位到達情報の通知を受けたときは、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。（水位周知河川）
- (6) 水防支部が発表する水位到達情報の通知を受けたときは、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（水位周知河川）
- (7) 国土交通大臣が発表する水防警報の通知を受けたときは、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。
- (8) 水防支部が発表する水防警報の通知を受けたときは、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。
- (9) 指定水防管理団体が水防計画を定め、及び水防計画に変更を加えた時に届け出を受けなければならない。
- (10) 知事が指定した洪水予報河川及び水位周知河川、その他県管理河川で災害発生を警戒すべき河川について、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定しなければならない。また、指定した区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

2. 島根県水防松江支部の責任

- (1) 現地における状況を的確に把握し、水防本部、水防管理団体及びその他の水防関係機関と密接な連絡を保つとともに、水防管理団体が実施する水防活動の報告を求め助言・勧告を行うなど指導応援をしなければならない。
- (2) 知事が指定した河川^{※1}について、この水防計画の定めるところにより氾濫危険水位等に達した場合、水位到達情報を水防関係機関及び関係市町村長に通知しなければならない。
※1：飯梨川、伯太川
- (3) 知事が指定した河川^{※2}について、この水防計画の定めるところにより水防警報を公表し、かつその警報事項等を水防関係機関に通知しなければならない。
※2：飯梨川、伯太川
- (4) 知事と気象庁長官が共同して発表する洪水予報の通知を受けた場合は、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関及び関係市町村長に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。
- (5) ダム、水門、樋門等の施設について、自ら管理する施設の管理を十分に行うとともに、許可工作物の管理者に対しては適宜水防情報を連絡し、開閉等の操作状況を把握しなければならない。
- (6) 水防倉庫の資機材については、毎年増水期までに備蓄状況を確認し整備しなければならない。

3. 水防管理団体（安来市）の責任（法 3、法 9、法 15、法 17、法 33①②③④）

- (1) 区域内における水防を十分に果すべき責任を有する。
- (2) 指定水防管理団体の水防管理者は、県の水防計画に応じた水防計画を定めなければならない。
- (3) 指定水防管理団体の水防管理者は、毎年増水期^{※3}までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
※3：増水期は、松江・雲南・出雲・隠岐管内は6月26日～10月20日
- (4) 指定水防管理団体の水防管理者は、(2)により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会を設置する指定水防管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定水防管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮るとともに、遅延なく知事に届け出なければならない。
- (5) 指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め又は変更したときはその要旨を公表するよう努めなくてはならない。
- (6) 指定水防管理団体の水防計画は、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- (7) 区域内の河川堤防等を巡視し水防上危険であると認められる箇所がある時は、直ちに当該河川海岸堤防管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。
- (8) 水防警報の発表があったとき又は水防活動が必要と認められたときは、水防団及び水防機関に出動の準備又は出動をさせなければならない。
- (9) 水防倉庫の資機材については、毎年増水期までに備蓄状況を確認し、整備しなければなら

らない。

(10) 知事から洪水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

①洪水予報、水位到達情報の伝達方法

②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水、又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

④浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等

ロ 要配慮者利用施設

ハ 大規模な工場その他の施設（申出があった施設に限る）

また、浸水想定区域をその区域に含む市町村の長はこれらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）の配布その他必要な措置を講じなければならない。

4. 気象庁(松江地方气象台)の責任（法 10、11）

(1) 気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ、報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。

(2) 国土交通大臣が指定した河川^{※1}について、国土交通大臣（国土交通省関係事務所長）と共同して洪水予報を発表し、知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

※1：斐伊川、神戸川、江の川(下流)、高津川、匹見川

(3) 知事が指定した河川^{※2}について、知事（島根県土木部河川課長）と共同して洪水予報を発表し、水防関係機関に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。※2：益田川、飯梨川、周布川

5. 国土交通省(出雲河川事務所)の責任（法 10②,法 13①②,法 16）

(1) 国土交通大臣が指定した河川^{※3}について、水防警報を発表するとともに直ちに、その警報事項を知事に通知しなければならない。

※3：斐伊川、江の川(下流)、高津川、匹見川、高津川派川、白上川、神戸川

(2) 国土交通大臣が指定した河川^{※4}について、気象庁長官(松江地方气象台長)と共同して洪水予報を発表し、知事及び関係市町村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

※4：斐伊川、神戸川、江の川(下流)、高津川、匹見川

(3) 国土交通大臣が指定した河川^{※5}について、氾濫危険水位等に達した場合、知事及び関係市町村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

※5：斐伊川、高津川派川、白上川、神戸川

6. 報道、通信機関の責任（法 10, 法 11, 法 13, 法 27）

- (1) 報道機関は、国土交通大臣と気象庁長官が共同して発表した洪水予報、知事と気象庁長官が協同して発表した洪水予報及び国、県が発表した、氾濫警戒情報等を一般に周知することに努めなくてはならない。
- (2) 通信機関は、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

7. ダム設置者の責任（河川法 46）

ダムの設置者は、洪水が発生し又は発生するおそれがある場合には、水位、流量等の観測結果及び当該ダムの操作状況を河川管理者及び関係都道府県知事に通報しなければならない。

8. 居住者等の義務（法 24）

当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者、又は消防機関の長から出動の要請があればこれに協力し、水防に従事しなければならない。

2. 5 水防訓練等

1. 水防訓練（法 32 条の 2）

指定水防管理団体は、毎年増水期前に 1 回以上、水防訓練を行うものとする。なお、演習要領は所轄水防支部長と協議の上、水防管理者が定めるものとする。

2. 連絡協議会等

水防支部は、毎年増水期前に、管内水防管理団体及び関係機関との連絡協議会などを開催し、危険な箇所、重要水防区域、水防資機材等の共同点検を行うものとする。

3. 大規模氾濫減災協議会（法 15 条の 9、法 15 条の 10）等

各協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」について、各機関がそれぞれ又は連携して取組を推進するものとする。

第3章 重要水防区域及び危険な箇所

3. 1 重要水防区域（別表第3号）

重要水防区域は、過去の増水により甚大な被害があり今後もそのおそれの大きい区間、又は、堤防が決壊した場合その背後地、及び下流に甚大な被害を与えると予想される区間で次の（１）～（７）を基準として定めている。

- （１）既往水害で被災し未復旧の区間。
- （２）未改修河川で過去に水があふれた箇所、浸水した区間。
- （３）既設堤防護岸が低く、日雨量100mm又は時間雨量30mm以上となった場合、溢水、浸水のおそれがある区間。
- （４）土石流の顕著な河川で、河床埋没のため決壊のおそれがある区間。
- （５）水衝部であって、洪水時急激に基礎部が深堀され、決壊のおそれがある区間。
- （６）改修済及び復旧済であるが、万一決壊すれば重大な被害をもたらすことが予想される区間。
- （７）堤防兼用の重要道路で、被災すれば交通上重要な支障をもたらすことが予想される区間。

水防管理団体は、常に当該箇所の現況把握に努め、その水防対策を確立しておかなければならない。

3. 2 危険な箇所（別表第4号）

危険な箇所は、洪水及び高潮にともなう水があふれる箇所、漏水、深堀れ等により決壊のおそれがある箇所で、国土交通省管理河川については次表（１）、県管理河川については次表（２）の基準により定めている。

水防管理団体は、島根県水防計画別表第5号表に示す危険箇所の位置、危険な理由、水防工法等を熟知し、洪水時には適切な水防活動を実施するよう努めなければならない。

(1) 国土交通省管理河川

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状が生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	
基礎地盤漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	
水衝・洗堀	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に深掘れされているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が、計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	

工事施工			増水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で、築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
<small>りくこう</small> 陸閘			陸閘が設置されている箇所。

(出典：国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所 HP)

(2) 県管理河川

種 別	重 要 度		
	A	B	C
河 積	通水断面の不足によって例年水が溢れる危険がある箇所。	通水断面の不足によって、3～5年に1回以上水が溢れる危険があり、水があふれた場合には相当の被害を被ると予想される箇所。	
堤防断面	計画堤防断面に対して一連の堤防のうち、部分的に狭小であり、天端幅も狭いもの。(一般的に刃堤といわれるもので堤防断面積あるいは天端幅が、計画の2分の1以下のもの)	計画堤防断面に対して堤防断面が不足して、天端幅も計画より狭いもの。(一般に暫定断面で施工されたもので、堤防断面積が計画の3分の2以下の区間)	計画堤防断面に対して、堤防断面が不足していて、天端幅も計画より狭いもので、かつ重要度の少ない区間。
堤体強度	堤体あるいは基礎地盤の土質の軟弱等により、堤防斜面崩れ、急激な沈下等の実績があってなお予想される箇所。	堤体あるいは基礎地盤の土質の軟弱等で、堤防斜面崩れ、沈下等が予想される箇所。完成後1年以内の新堤で、堤体の安定性が懸念される箇所。	A、B以外で堤防斜面崩れ等のおそれがある箇所。完成後2年以内の新堤で、堤体の安定性が懸念される箇所。
漏 水	堤体あるいは基礎地盤から漏水の実績があるもの、またそのおそれが十分あるもの。	従来漏水の実績があり、これに対して暫定的に措置を講じたが、なお、対策を講ずる必要がある箇所。	A、B以外で漏水、堤防斜面崩れのおそれがある箇所。
水 衝	洪水時に水衝部となり、低水護岸、高水護岸等が度々破損し、又は、堤防の決壊又は決壊寸前程度までの実績がある箇所。	洪水時に水衝部となり、低水護岸、高水護岸があるが不完全な箇所。護岸等が古くなりその効用が著しく低下している箇所。	
深 掘 れ	河岸が洗掘され堤脚護岸の根固、水制等が破損し危険が予想される箇所。工作物の突出による堤体の深掘れが予想される箇所。	河岸が深掘れされているか、又は護岸の根固、水制等が一部破損して危険の生ずることが予想される箇所。	
背 水	海域、河川、湖沼の高潮・洪水による背水によって例年水が溢れる危険がある箇所。	通年海域、河川、湖沼の高潮・洪水による背水によって、3～5年に1回以上水が溢れる危険があり、水が溢れた場合には相当の被害を被ると予想される箇所。	
工 事	諸事情によって、増水期中に堤体工事(特に開削する場合)を施工する場合、一時的ではあるが危険が予想される箇所。		
工 作 物	堤防横断工作物の老朽化によって不等沈下、漏水等により不慮の事故が予想される箇所。		

(3) 海岸

本市においては該当なし

第4章 水防体制

4. 1 安来市水防本部の体制

1. 業務の開始

水防本部は、松江地方気象台から水防に関する気象等予警報を受けたとき、状況に応じて必要な水防業務を開始する。

2. 業務の体制

水防本部は、次の体制に区分して水防業務を行う。

風水害等配備区分・基準

区分	設置基準【決定者】	◎：必置 ○：課（班）長指示 ◆：本部指示
準備体制	①風、大雨・高潮等の警報が発表され、災害が発生する危険がある場合 ②連続雨量が70mmを超え、引き続き相当の雨量が見込まれる場合 【統括危機管理監が決定】	◎統括危機管理監 ◎防災課 ◎危機管理監（各地域センター長） ◎広瀬・伯太地域センター ○独自展開班 ◆地区活動班
警戒本部	警戒体制 ①連続雨量が100mmを超え、引き続き相当の雨量が見込まれる場合 ②河川が水防団待機水位を超え、引き続き相当の雨量が見込まれる場合 ③災害が発生し、更に災害が発生する危険がある場合 【総務部長が決定】	◎総務部長 ◎統括危機管理監 ◎防災課、総務課 ◎危機管理監（各地域センター長） ◎広瀬・伯太地域センター ◎部・次長（所属の勤務場所に対応） ○人事課 ○独自展開班 ◆地区活動班
災害対策本部	第一次体制 ①連続雨量が180mmを超え、災害が発生する危険が極めて増大した場合 ②河川の水位が氾濫注意水位を超える等、災害が発生する危険が極めて増大した場合 ③各所で災害が発生した場合 【市長が決定】	◎災害対策本部員 ◎災害対策本部事務局 ◎独自展開班 ◆地区活動班 ◆活動班
	第二次体制 ①各所で災害が発生し、更に被害が増大する恐れがある場合 ②大規模な災害の発生により、集落等が孤立し、又は人的被害が発生した場合 ③特別警報が発令された場合 【市長が決定】	【全職員】 ◎災害対策本部員 ◎災害対策本部事務局 ◎独自展開班 ◎地区活動班 ◆活動班

4. 2 警察署及びその他関係機関との連絡

1. 警察署との連絡

水防管理団体である安来市は、所轄警察署と綿密な連絡をとり、あらかじめ水防に関して必要な協議をしておくものとする。

2. その他関係機関との連絡

水防管理団体である安来市は、第1次災害体制（災害対策本部設置）になった場合及びその他必要がある場合は、その旨関係各機関に通報するものとする。

第5章 水防活動

5. 1 気象状況の連絡

1. 気象等警報・注意報の発表

松江地方気象台は、次の基準に達すると予想した場合、気象等警報及び注意報を発表する。

(1) 水防に関する気象注意報の種類と概要及び発表基準

大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想されるとき、雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。			
	令和6年5月23日現在			
	市町村等をまとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
	松江地区	安来市	9	94

※表面雨量指数基準若しくは土壌雨量指数基準に達すると予想した場合に注意報を発表。

※表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標。

※土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標。

洪水注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想されるとき。				
	令和6年5月23日現在				
	市町村等をまとめた地域	市町村	①流域雨量指数基準	②複合基準	③指定河川洪水予報による基準
	松江地区	安来市	万歳川流域=6.5、伯太川流域=17.7、 吉田川流域=6.7、飯梨川流域=22.7、 田頼川流域=3.8、安田川流域=5.2、 蛇喰川流域=2.8、福富川流域=5.5、 小竹川流域=7.3、山佐川流域=7.8、 奥谷川流域=3.8、宇波川流域=6.8、 東比田川流域=6.5、木呂畑川流域=4.7、 津田平川流域=3.5	万歳川流域=(5.6,4)、 伯太川流域=(5.17,7)、 吉田川流域=(7.5,4)、 田頼川流域=(5.3)、 安田川流域=(5.5,2)、 蛇喰川流域=(5.2,7)、 福富川流域=(7.4,4)、 小竹川流域=(7.5,8)	斐伊川水系飯梨川 [矢田]

※流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標。

※複合基準とは、表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表す。

高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 具体的には次の基準に到達することが予想されるとき。		
	平成23年10月3日現在		
	市町村等をまとめた地域	市町村	潮位基準
	松江地区	安来市	0.8m

(2) 水防に関する気象等警報の種類と発表基準

大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報(土砂災害)は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想される時。 <p style="text-align: right;">令和6年5月23日現在</p>			
	市町村等をまとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
	松江地区	安来市	15	120

※表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標である。

※土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標である。

洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想される時。 <p style="text-align: right;">令和5年6月8日現在</p>				
	市町村等をまとめた地域	市町村	①流域雨量指数基準	②複合基準	③指定河川洪水予報による基準
	松江地区	安来市	万歳川流域=8.2、伯太川流域=22.2、 吉田川流域=8.4、飯梨川流域=28.4、 田頼川流域=4.8、安田川流域=6.6、 蛇喰川流域=3.6、福富川流域=6.9、 小竹川流域=9.2、山佐川流域=9.8、 奥谷川流域=4.7、宇波川流域=8.5、 東比田川流域=8.2、木呂畑川流域=5.9、 津田平川流域=4.3	万歳川流域=(7.7.1)、 吉田川流域=(9.7.5)、 田頼川流域=(13.3.3)、 安田川流域=(7.5.9)、 蛇喰川流域=(7.3)、	斐伊川水系飯梨川 [矢田]

※流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標。

※複合基準とは、表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表す。

高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 具体的には次の基準に到達することが予想される時。 <p style="text-align: right;">平成23年10月3日現在</p>		
	市町村等をまとめた地域	市町村	潮位基準
	松江地区	安来市	1.2m

波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当するとき。 浪高(有義波高)が6m以上になると予想される場合。
------	---

※「有義波高」とは、ある地点で連続する波を観測したとき、波高の高いほうから順に全体の3分の1の個数の波(例えば20分間で100個の波が観測されれば、大きい方から33個の波)を選び、これらの波高及び周期を平均したもの。

(3) 水防に関する気象等特別警報の種類と概要及び発表基準（参考）

特別警報	気象等に関する特別警報は、雨を要因とするもの（大雨）、台風等を要因とするもの（暴風・高潮・波浪・暴風雪）、雪を要因とするもの（大雪）に大別され、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の起こるおそれ著しく高まっている場合に、市町村単位で発表される。発表時には何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高く、警戒レベル5に相当する。	
	現象の種類	基準
	大雨	<p>大雨特別警報（土砂災害） 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現することが予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合。 指標は以下のリンクを参照。 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/shimane/tk_mesh_shimane.csv)</p> <p>大雨特別警報（浸水害：中小河川の増水・氾濫による浸水害を含む） 以下の①又は②を満たすと予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合。 ① 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数の値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。 ② 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する流域雨量指数の値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。 指標は以下のリンクを参照。 （表面降雨量指数： https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/shimane/tk_mesh_fpi_shimane.csv （流域雨量指数： https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/shimane/tk_mesh_roi_shimane.csv)</p>
	高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合	

(4) 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル、洪水キキクルおよび流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種類	内容
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分間毎に更新）。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時10分毎に更新）。

2. 気象等情報（※1）の発表

松江地方気象台は、気象の予報等について、気象等警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や気象等警報や注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点等を解説する場合等に情報を発表する。

なお、「島根県記録的短時間大雨情報」は、大雨警報発表中に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量100mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（解析雨量：気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。（※2）

また、「顕著な大雨に関する気象情報」は、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使用して発表する。

この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

なお、「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。この呼びかけは、警戒レベル相当情報を補足する解説情報として発表する。

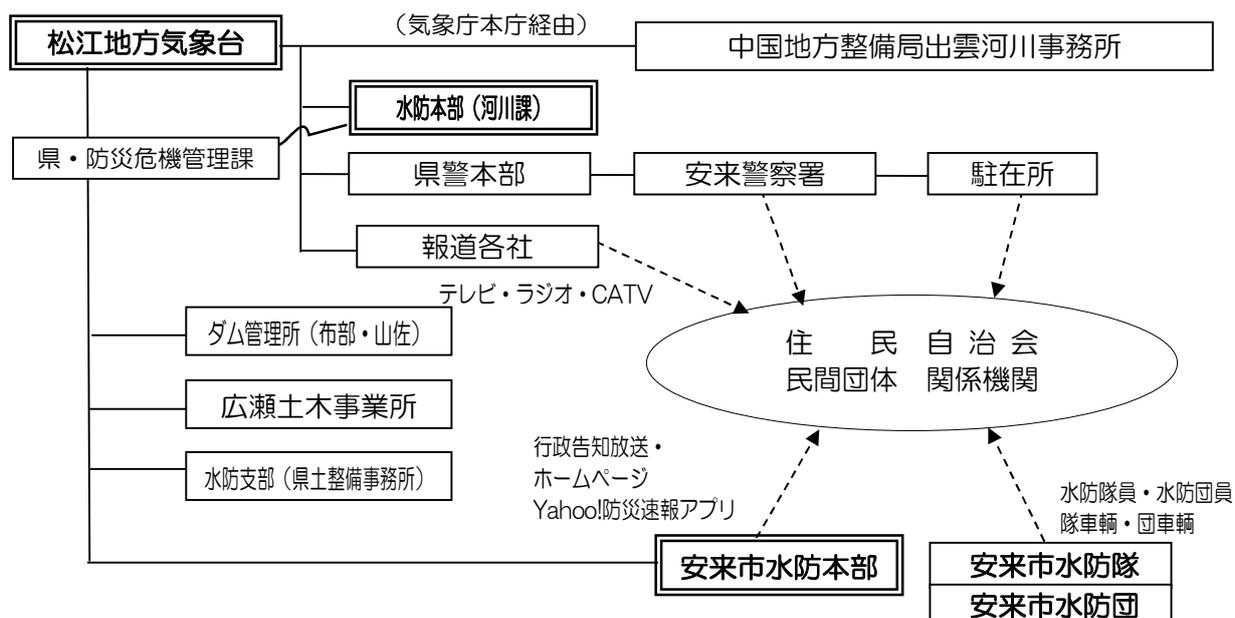
※1 気象等情報とは、松江地方気象台が発表する水防に関する情報及び気象庁が発表する記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する気象情報をいう。

※2 解析雨量とは、気象庁、国土交通省水管理・国土保全局、道路局が全国に設置している気象レーダーと、アメダス及び自治体等の地上の雨量計を組み合わせ、それぞれの特性を活かし、全国を1km四方に細かく区切って、10分毎の雨量を解析したものである。

3. 気象等の予警報情報の伝達

安来市水防本部は、水防に関する気象等の予警報情報を受け必要があると認められた場合は、水防団を始めとする水防関係者及び住民へ速やかに周知徹底を図る。

4. 気象等注意報・警報・情報伝達系統図



5. 2 雨量、水位及びカメラ画像の観測と通報及び公表

1. 雨量・水位位・カメラ画像の観測システム及び利用可能な関係機関

関係機関は、県内の雨量・河川水位・カメラ画像を次の表で示す観測システムによりリアルタイムで監視できる。これらデータは、最短10分毎に速報値として更新される。このうちインターネットとスマートフォンについては一般に公表する。

令和6年度島根県水防計画より

利用機関	雨量・水位の観測システム	所管	情報の内容	観測項目								
				レーダ雨量	時間雨量	累計雨量※1	国管理河川水位	県管理河川水位	県管理カメラ画像	県ダム諸量	気象等注意報	
行政	島根県総合防災情報システム	島根県消防総務課 防災危機管理課	島根県水防情報システム、島根県土砂災害予警報システム	◎	○	○		○				◎
	島根県水防情報システム	島根県河川課	河川課及び農地整備課所管データ(国土交通省が管理する河川水位の一部情報有り)		◎	◎	○	◎	◎	◎		○
一般	インターネット 【しまね防災情報】 (PC版) https://www.bousai-shimane.jp/ (携帯版) https://www.bousai-shimane.jp/	島根県消防総務課 防災危機管理課	気象情報など関係機関HPのリンクを掲載									◎
	インターネット 【島根県水防情報】 (PC版) https://www.suibou-shimane.jp/pc (スマートフォン版) https://www.suibou-shimane.jp/s (携帯版) https://www.suibou-shimane.jp/m	島根県河川課	島根県水防情報システム		◎	◎	○	◎	◎	◎		○
	メールシステム ※登録者のみ 【しまね防災メール】	島根県消防総務課 防災危機管理課	島根県水防情報システムで収集する情報					○	○			○
	インターネット 【川の防災情報】 https://www.river.go.jp	国土交通省		○	○	○	◎	○			○	

◎：推奨

島根県水防情報システム：島根県水防情報システムは、県内一円に配置した観測局で雨量・水位・ダム諸量・河川監視カメラ画像などのデータをリアルタイムで収集して公開するとともに、これらのデータを一元的に管理し、洪水予報や水防上必要な通報を迅速に行うものです。

*1：土砂災害の発生を予見するための雨量情報は、雨が降り止んでから24時間経過するとリセット（ゼロ）となるが、他のシステムでは12時間経過するとゼロとなる。但し、水防情報システムのダム所管テレメータについては、ダムごとにリセット時間が異なる。

その他、県内雨量・河川水位を観測するシステムは次の表で示すものがある。

令和6年度島根県水防計画より

雨量・水位の観測システム	所管	利用可能な関係機関等	情報の内容
インターネット 【島根県土砂災害予警報システム】 (PC版) https://sabo1.pref.shimane.lg.jp/residents/ (スマートフォン版) https://sabo1.pref.shimane.lg.jp/smartphone/ (携帯版) https://sabo1.pref.shimane.lg.jp/mobile/	島根県 砂防課	全機関 一般	土砂災害が発生する恐れをしらせる危険度情報
インターネット 【川の防災情報】 https://www.river.go.jp	国 土 交通省	全機関 一般	斐伊川、江の川、高津川等、国土交通省が管理する河川の情報 (島根県河川課ホームページからリンクしている)
インターネット 【川の水位情報】 https://k.river.go.jp	国 土 交通省	全機関 一般	危機管理型水位計（県所有）の観測値等
インターネット 【気象庁ホームページ】 https://www.jma.go.jp/jma/index.html	気象庁	全機関 一般	気象、地震・津波、火山、海洋等の防災をはじめとした気象情報等
インターネット 【防災情報提供センター】 https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/	国 土 交通省	全機関 一般	国土交通省（水管理・国土保全局、気象庁、道路局）管理の雨量
インターネット 【安来市防災情報】 https://www.city.yasugi.shimane.jp/bousai_info/index.html	安来市	全機関 一般	安来市管内で発生中の災害情報、避難所一覧、防災情報へのリンク（島根県防災・危機管理情報、松江地方気象台ホームページ、島根県冬季道路情報ホームページ、斐伊川洪水浸水想定区域図、飯梨川・伯太川浸水想定区域図）

2. 雨量及び水位の観測

- (1) 管内雨量及び水位観測は別表第5号に記載する箇所にて実施し、正確な情報の把握に努めると共に、気象予報、警報を受信したとき、又は増水のおそれがあると認められたときは水防長にその状況を報告するものとする。
- (2) 観測は、降雨量が10mm/時以上となる見込みのときは1時間毎に測定し、10mm/時以下の場合は3時間毎に測定するものとする。
- (3) 管内水位観測は、別表第6号に記載する箇所にて実施し、大雨注意報、警報等発表時において、増水水位が1mを越える場合又は越えるおそれがあると認められるときは、1時間毎に観測し、各河川が氾濫危険水位に達する時刻を予知するため、各河川増水状況表（別表第7号）により作成し、水防長に報告する。
- (4) 島根県水防松江支部から、水防団待機水位を超過した場合など、水位情報に関する情報を受けたときは、速やかに情報と状況の把握に努めることとする。

3. 水位の通報

水防本部は、必要に応じ他の水防機関が入手した水位観測結果の通報を受けるものとする。

4. 河川監視カメラの活用

関係機関は、洪水時の河川状況の迅速な把握や、避難情報発令の参考とするなど、河川監視カメラを活用することができる（別表第8号）。水防本部は監視体制強化を図るため、必要に応じ機器増設等を行うものとする。

5. ダムからの通報

布部ダム、山佐ダムより次の事項について水防関係機関へ向けて通報がある。

ダム操作規則及び細則に定める通報

- ・洪水警戒体制通知、解除情報
- ・放流開始通知、停止情報
- ・急激な河川水位上昇通知
- ・洪水調整開始情報、終了情報
- ・緊急放流3時間前通知、1時間前通知、開始通知、終了通知

5. 3 ダム、水門、樋門、堰の操作

各施設の管理者は、操作規則等に基づき管理及び操作を行うものとする。

また、操作規則等を定めていない施設の管理者は、常に施設が十分に機能できるように整備しておくとともに、水防時には適正な操作を行い水害の防止に万全を期するものとする。

水防管理者は、これらの施設の規模、能力等を熟知するとともに、施設管理者との連絡を密にし、緊急時に対応できる対策を確立しておくものとする。

堰一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・別表第 9号

水門・樋門一覧表・・・・・・・・別表第10号

ダム機能表・・・・・・・・・・・・・・・・別表第11号

ダム関係通報系統図・・・・・・・・別表第12号

5. 4 洪水予報（国土交通省管理河川）

国土交通大臣（国土交通省関係事務所長）と気象庁長官（松江地方気象台長）は、2以上の県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、共同して洪水予報を発表する。

なお、該当河川として「斐伊川」「神戸川」「江の川(下流)」「高津川」「匹見川」の5河川があげられるが、本市に関連した河川ではないため、詳細な記述はここでは省略する。

5. 5 洪水予報（県管理河川）

知事と気象庁長官（松江地方気象台長）は、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、次により共同して洪水予報を発表する。

なお、ここでは該当の「飯梨川」「周布川」「益田川」3河川の内、本市に関連する飯梨川を抜粋し記載する。

1. 洪水予報を行う河川及びその受け持ち区間

河川名	受け持ち区間	基準水位観測所
飯梨川	左岸：安来市広瀬町（新宮川合流点）から 安来市赤江町（河口）まで 右岸：安来市古川町（新宮川合流点）から 安来市東赤江町（河口）まで	矢田

2. 洪水予報の種類と発表基準(臨時の洪水予報を除く)

種類	情報名	発表基準	相当する警戒レベル
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」又は「氾濫発生情報（氾濫水の予報）」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき 	5相当
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき（国土交通大臣が指定した河川に限る） ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき 	4相当
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） 	3相当
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき 	2相当
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に到達した場合を除く） 	2相当
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫の恐れがなくなったとき 	

注1：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

3. 発表の様式

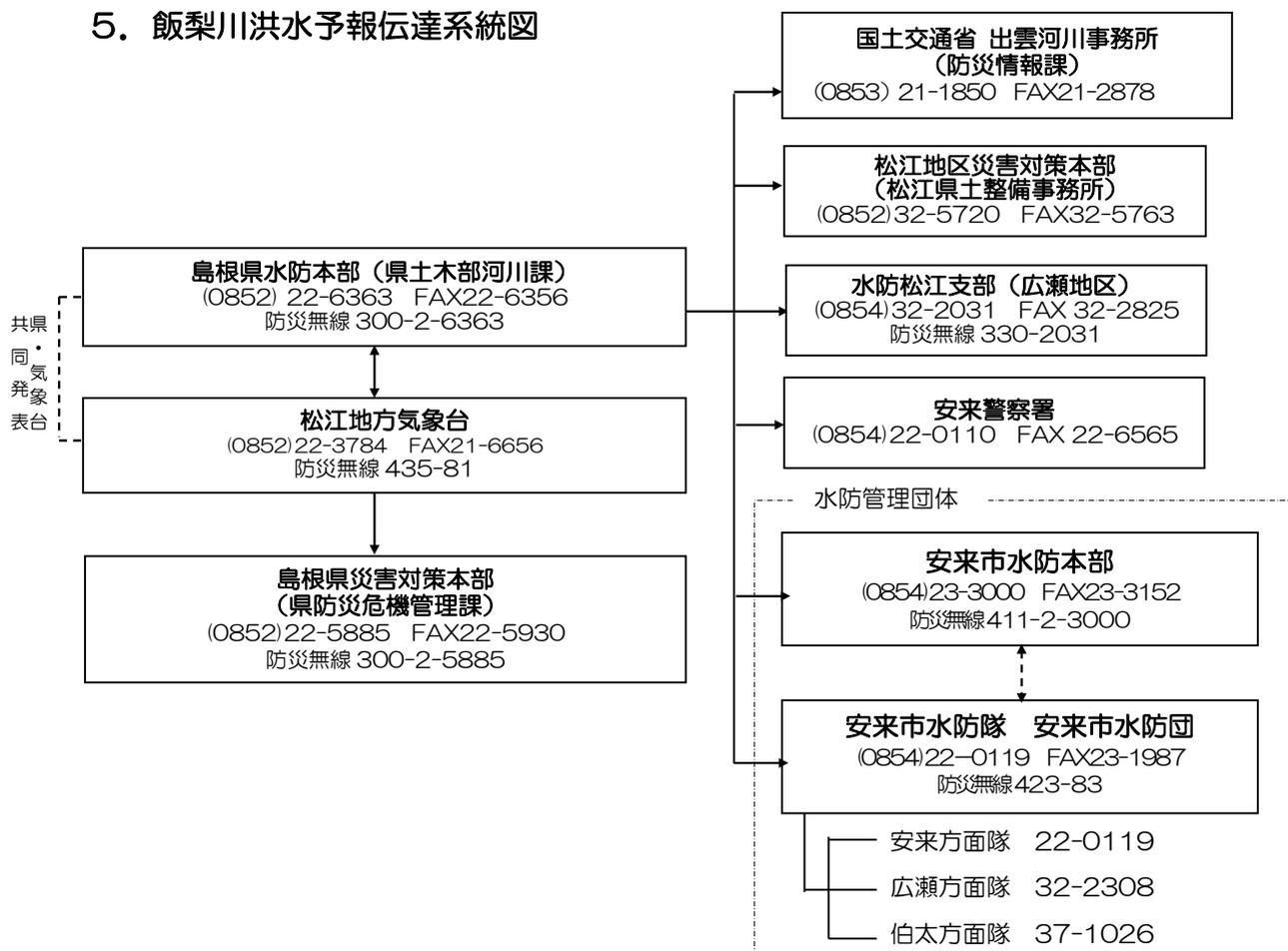
飯梨川洪水予報・・・・・・・・別表第13号

4. 洪水予報河川(県管理河川)基準水位観測所及び対象市町村

単位 (m)

河川名	観測所名称	所在地	堤防高 上段：左岸 下段：右岸	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断 水位	氾濫注意 水位	水防団 待機水位	平常 水位	関係水防 支部名	対象水防 市町村名
飯梨川	矢田	安来市 矢田町	9.83 10.08	6.40	5.70	5.10	3.70	0.90	松江 (広瀬)	安来市

5. 飯梨川洪水予報伝達系統図



5. 6 水位周知 (国土交通省管理河川)

国土交通大臣は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により重大又は相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川（以下「水位周知河川」という）において、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位に到達した場合は、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関に通知しなければならない。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

なお、ここでは該当の「斐伊川(中海)」「高津川(派川含)」「白上川」3河川のうち、本市に関連する「斐伊川(中海)」を抜粋し記載する。

1. 水位到達情報 (国土交通省管理河川) の発表、伝達方法

- (1) 水位周知河川 (国土交通省管理河川)、区域及び発表者は次表①のとおりとする。
- (2) 水位到達情報の発表の基準になる水位観測所及び、対象市町村は次表②のとおりとする。

(3) 水位到達情報の伝達は次表③に示す伝達系統により行うものとする。

(4) 発表の様式は、別表14号【斐伊川 中海】のとおりとする。

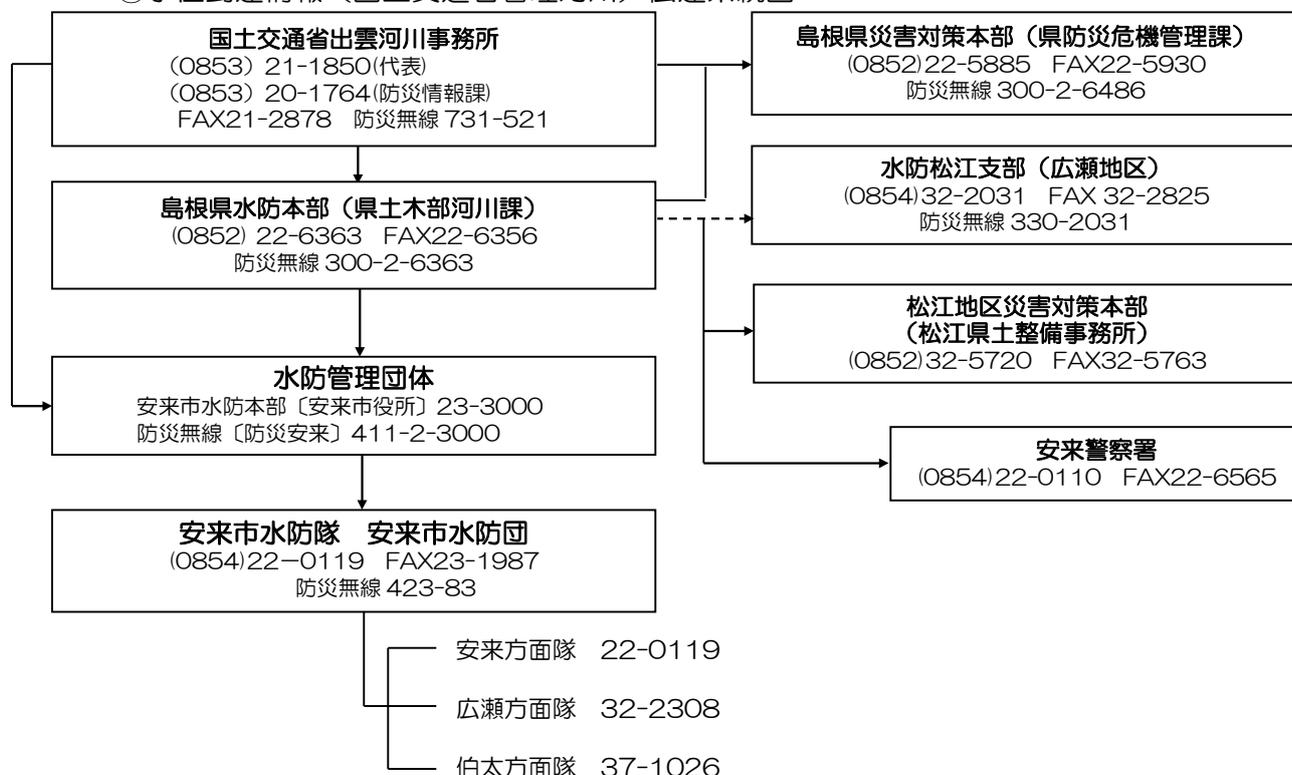
①水位周知河川（国土交通省管理河川）区域及び発表担当者

水系	河川名	区域	発表担当者	受報者
斐伊川	斐伊川	左岸：出雲市出島町 19 番地 3 地先から海まで 右岸：出雲市島村町 373 番地 6 地先から海まで	国土交通省出雲 河川事務所長	島根県 河川課長
			連絡方法	0852-22-6363

②水位周知河川（国土交通省管理河川）対象水位観測所及び対象市町村

河川名	観測所 名称	所在地	単位 (m)					
			氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断 水位	氾濫注意 水位	水防団 待機水位	関係水防 支部名	対象市町 村名
斐伊川 (境水道) (中海)	中海 湖心	松江市 八束町八束	1.05	1.05	0.95	0.75	松江 (広瀬)	松江市 安来市

③水位到達情報（国土交通省管理河川）伝達系統図



5. 7 水位周知（県管理河川）

県が、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により重大又は相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川（以下「水位周知河川」という）において、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位に到達した場合は、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関にその旨を通知しなければならない。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

ここでは該当する15河川の中から、本市に関連する「飯梨川」「伯太川」を抜粋し記載する。

1. 水位到達情報（県管理河川）の発表、伝達方法

- (1) 水位周知河川（県管理河川）区域及び発表者は次表①のとおりとする。
- (2) 水位到達情報の発表の基準になる水位観測所及び対象市町村は次表②のとおりとする。
- (3) 水位到達情報の伝達は次図③に示す伝達系統により行うものとする。
- (4) 水防支部は、次表②の氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位に達した場合、水防関係機関へ速やかに発表し周知させる。
- (5) 発表の様式は別表第15号のとおりとする。

①水位周知河川（県管理河川）、区域及び発表担当者

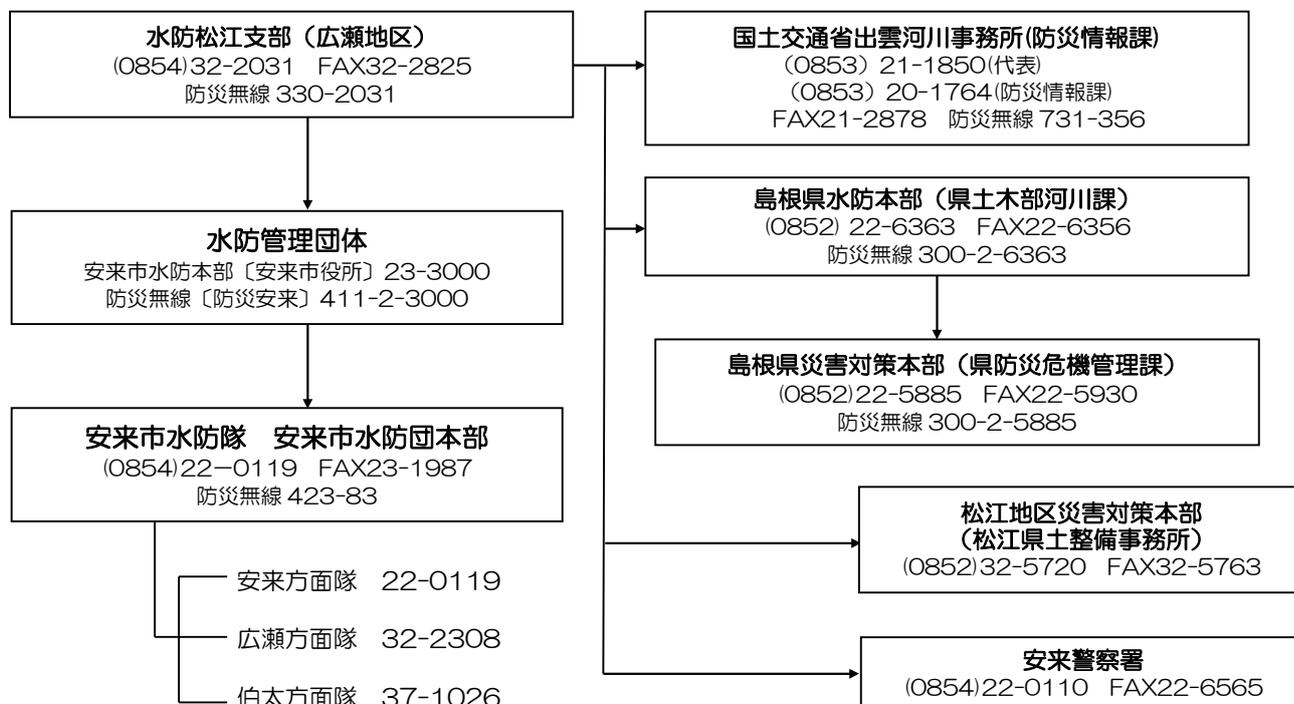
水系	河川名	区 域	発表担当者
斐伊川	飯梨川	左岸：安来市広瀬町布部（上布部橋）から安来市広瀬町（新宮川合流点）まで 右岸：安来市広瀬町布部（上布部橋）から安来市古川町（新宮川合流点）まで	水防松江支部長
〃	伯太川	左岸：安来市伯太町井尻（母里界）から安来市安来町（河口）まで 右岸：安来市伯太町井尻（福富川合流点）から安来市安来町（河口）まで	〃

②水位周知河川（県管理河川）対象水位観測所及び対象市町村

単位 (m)

河川名	観測所名	所在地	堤防高(m) 上：左岸 下：右岸	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断 水位	氾濫注意 水位	水防団 待機水位	関係水防 支部名 (地区名)	対象 市町村名
飯梨川	大渡	安来市 広瀬町川平	5.60 6.20	2.80	2.60	2.40	1.50	松江 (広瀬)	安来市
伯太川	弘鶴橋	安来市 伯太町東母里	4.60 5.00	2.80	2.20	2.00	1.50	〃	〃
〃	安来大橋	安来市 安来町	4.40 4.30	2.30	2.00	1.80	1.10	〃	〃

③水位到達情報（県管理河川）伝達系統図



5. 8 水防警報（国土交通省管理河川）

国土交通大臣（国土交通省関係事務所長）は、洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼について、水防警報を発表する。

1. 安全確保の原則

水防警報は、洪水又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者は安全の確保を第一に図ること。

2. 水防警報の種類

発表段階	種類	内 容
第1段階	待 機	増水あるいは水位の再上昇が懸念される場合、状況に応じ直ちに水防機関が出動できるよう待機する必要がある旨を警告し、又は水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。
第2段階	準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
第3段階	出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
適 宜	指 示	増水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩壊・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。
第4段階	解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

（ただし、待機、準備の2段階は状況により省略することができる。）

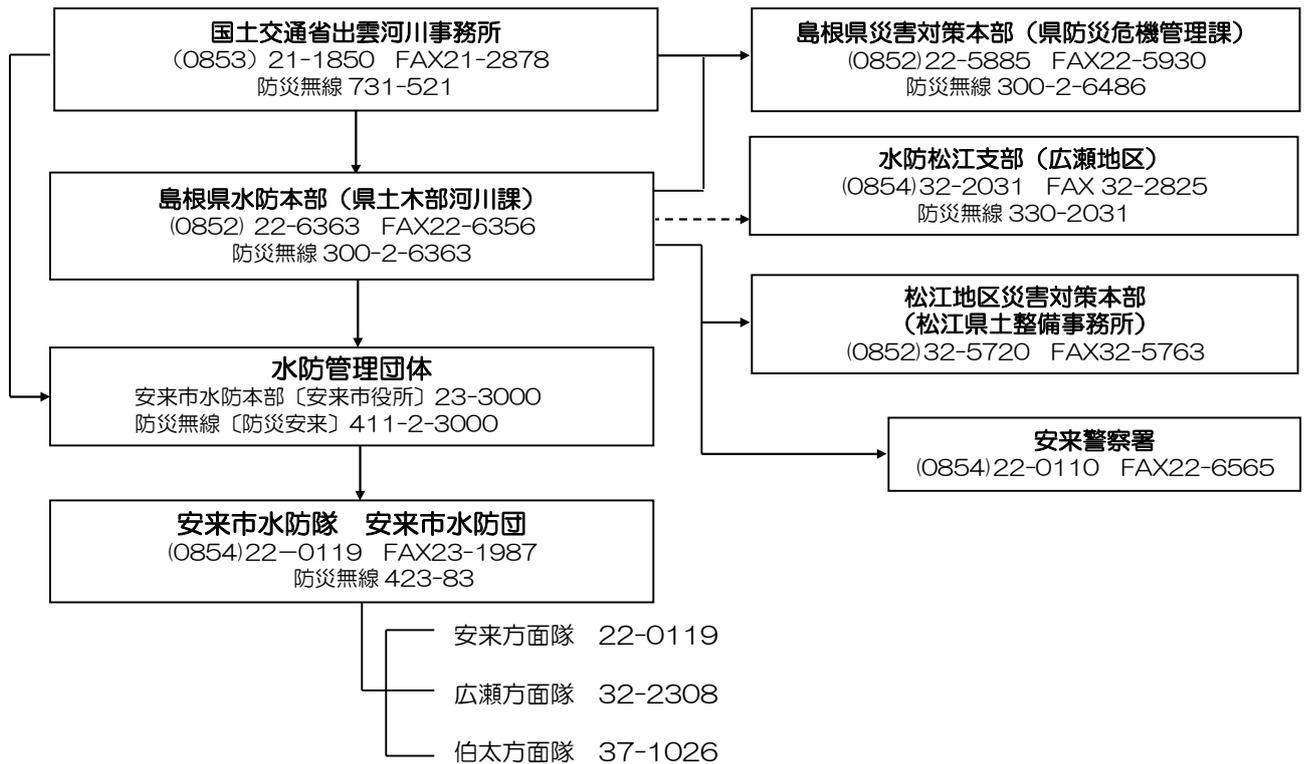
3. 水防警報（国土交通省管理河川）の発表、伝達等の方法

- (1) 水防警報の指定河川、区域及び発表担当者は次表①のとおりとする。
- (2) 水防警報の伝達は次図②に示す伝達系統により行うものとする。
- (3) 警報の発表の基準となる水位観測所及び、活動対象水防管理団体は次表③のとおりとする。
- (4) 発表の条件は水位観測所ごとに次表④のとおりとする。
- (5) 発表の様式は別表第16号のとおりとする。

①水防警報（国土交通省管理河川）河川、区域及び発表担当者

水 系	河 川 名	区 域	発表担当者	受報者
斐伊川	斐伊川	左岸：雲南市木次町下熊谷 126 番の 5 地先から海まで 右岸：雲南市木次町西日登 2452 番の 3 地先から海まで	国土交通省 出雲河川事務所 長	島根県 河川課長
			連絡 方法	0852-22-6363

②水防警報（国土交通省管理河川）伝達系統図



③水防警報（国土交通省管理河川）対象水位観測所及び活動対象水防管理団体

河川名	観測所名	所在地	堤防高(m) 上：左岸 下：右岸	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断 水位	氾濫注意 水位	水防団 待機水位	関係水防 支部名 (地区名)	活動対象 管理団体
斐伊川 (境水道) (中海)	中海 湖心	松江市 八束町	1.30	1.05	1.05	0.95	0.75	松江 (広瀬)	松江市 安来市

④水防警報（国土交通省管理河川）発表の条件

発表の条件	待機		準備	出動	指示	解除
	河川名	水位 観測所	水位 (m) (水防団待機水位)	水位 (m) (氾濫注意水位)	水位 (m) (氾濫注意水位)	水位 (m) (氾濫注意水位)
			降雨状況等により氾濫注意水位を越えたと見込まれるときで、氾濫注意水位に達する前にその時の水位上昇速度により判断する。	氾濫注意水位に達し、なお水位上昇が見込まれ、災害の生ずるおそれがあるとき、又は河川状況等により災害のおそれのあるとき。	氾濫危険水位に達し、災害の起こる恐れのあるとき、その他水防活動上必要な情報。(適宜)	水位が氾濫注意水位以下に下降し、降雨状況及び河川状況等により水防活動の必要がなくなったとき。
国土交通省出雲河川事務所発表						
斐伊川 (境水道) (中海)	中海湖心	0.75	—	0.95	1.05	—

5. 9 水防警報（県管理河川）

知事は、国土交通大臣が指定した以外の河川、湖沼で洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて水防警報を発表する。

1. 安全確保の原則

5. 8. 1に同じ。

2. 水防警報の種類

5. 8. 2に同じ。

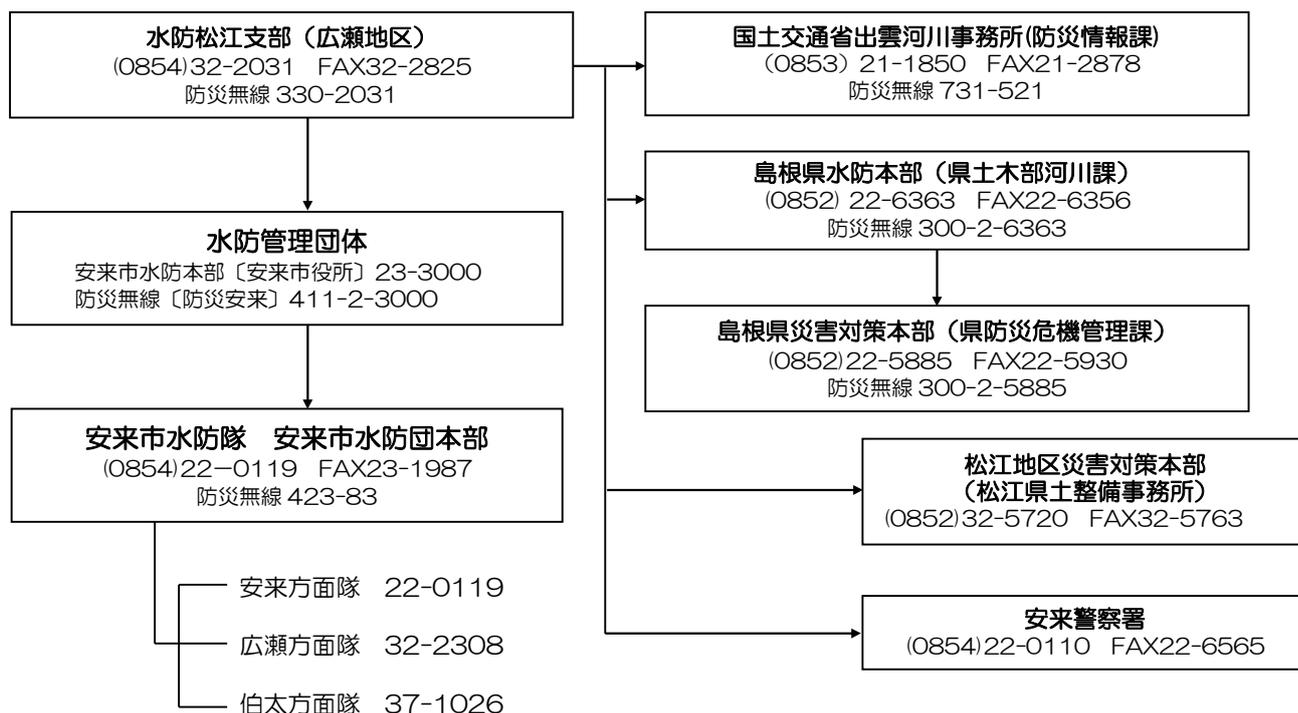
3. 水防警報（県管理河川）の発表、伝達等の方法

- (1) 水防警報の指定河川、区域及び発表担当者等は次表①のとおりとする。
- (2) 水防警報の伝達は次図②に示す伝達系統により行うものとする。
- (3) 警報の発表の基準となる水位観測所及び、活動対象水防管理団体は次表③のとおりとする。
- (4) 発表の条件は水位観測所ごとに次表④のとおりとする。
- (5) 発表の様式は別表第17号のとおりとする。

①水防警報河川（県管理河川）、区域及び発表担当者

水系	河川名	区域	発表担当者
斐伊川	飯梨川	左岸：安来市広瀬町布部（上布部橋）から安来市赤江町（河口）まで 右岸：安来市広瀬町布部（上布部橋）から安来市東赤江町（河口）まで	水防松江 支部長
〃	伯太川	左岸：安来市伯太町井尻（母里界）から安来市安来町（河口）まで 右岸：安来市伯太町井尻（福富川合流点）から安来市安来町（河口）まで	〃

②水防警報（県管理河川）伝達系統図



③水防警報（県管理河川）対象水位観測所及び活動対象水防管理団体

河川名	観測所名	所在地	堤防高(m) 上：左岸 下：右岸	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断 水位	氾濫注意 水位	水防団 待機水位	関係水防 支部名 (地区名)	活動対象 管理団体
飯梨川	大渡	安来市 広瀬町川平	5.60 6.20	2.80	2.60	2.40	1.50	松江 (広瀬)	安来
〃	矢田	安来市 矢田町	9.83 10.08	6.40	5.70	5.10	3.70	〃	〃
伯太川	弘鶴橋	安来市 伯太町東母里	4.60 5.00	2.80	2.20	2.00	1.50	〃	〃
〃	安来大橋	安来市 安来町	4.40 4.30	2.30	2.00	1.80	1.10	〃	〃

④水防警報（県管理河川）発表の条件

発表の条件		待機	準備	出動	指示	解除
		水防団待機水位を突破し、降雨状況及び河川状況等により必要と認められるとき。	降雨状況等により氾濫注意水位を越えたと見込まれる時、氾濫注意水位に達する前にその時の水位上昇速度により判断する。	氾濫注意水位に達し、なお水位上昇が見込まれ災害の生ずるおそれがあるとき、又は河川状況等により災害のおそれのあるとき。	氾濫危険水位に達し、災害の起こる恐れのあるとき、その他水防活動上必要な情報。（適宜）	
河川名	水位観測所	水位(m) (水防団待機水位)	水位(m)	水位(m) (氾濫注意水位)	水位(m) (氾濫危険水位)	
飯梨川	大渡	1.50	2.00	2.40	2.80	—
〃	矢田	3.70	4.40	5.10	6.40	—
伯太川	弘鶴橋	1.50	1.80	2.00	2.80	—
〃	安来大橋	1.10	1.50	1.80	2.30	—

5. 10 ホットライン

水防支部長及び地区長は、避難判断水位、氾濫危険水位に達したことの通知及びダムからの緊急情報等、市町村長の避難情報発令判断に直結するような緊急又は重要な情報については、あらかじめ定められた通報系統図の通報・伝達に加えて、事前に構築したホットラインの活用等により速やかに水防管理者へ通報・伝達するものとする。

5. 11 洪水浸水想定区域の指定

国および県は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される浸水深を公表するとともに、関係市町村へ通知し、洪水ハザードマップへの反映を促すなど、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るものとする。

県は、管理する洪水予報河川及び水位周知河川について、想定最大規模降雨及び計画規模の洪水浸水想定区域、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流及び河岸侵食）を公表し、その他河川について、想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域を公表するものとする（別表第18号（1））。

5. 12 津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」に則り、県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には、住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するため、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を公表するとともに、関係市町村に通知することとする（別表第18号（2））。

市町村は、これに基づきハザードマップを作成し、津波による被害の軽減を図るものとする。

5. 13 大規模氾濫減災協議会

堤防決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、国・県・市など関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、計画的に推進することにより、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とし、国管理河川や圏域毎に以下の取り組みを行う。

なお、県管理河川の協議会については、土砂災害に関する減災対策もあわせて取り組むものとする。

- ・洪水浸水想定等の水害リスク情報と現状の減災に係る取組状況等の共有
- ・逃げ遅れによる人的被害をなくし、地域社会機能の継続性を確保することを実現するため、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために、各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有
- ・「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ

5. 14 予想される水災の危険の周知等（法15の11）

市町村長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

5. 15 河川等の巡視

水防管理者、消防機関の長は毎年増水期前に区域内の河川堤防等を巡視しなければならない。

巡視にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (ア) 危険な箇所点検、確認をすること。
- (イ) 上記以外に維持、小修繕等の応急的に措置を要する箇所があるときは直ちに河川・海岸堤防等の管理者に連絡して、必要な措置を求めること。（法9）

5. 16 水防機関等の出動と出動後の水防活動

1. 安来市水防活動

- (1) 水防管理団体は、水防に関する気象等予警報を受けたとき、又は洪水の危険が予測されるときは、あらかじめ定められた計画により、堤防の監視及び警戒配置につく。
- (2) 水防警報又は気象警報が発表されたとき、又は氾濫注意水位に達したときは、計画された人員で配置につくとともに、何時でも全員が出動できるように準備を整える。
- (3) 水防隊員及び水防団員は別表第19号の第1信号で出動を予期し、第2信号で出動する。
- (4) 水防隊員及び水防団員は河川、海岸の状況、水防活動状況を水防管理者に報告すること。特に河川、海岸に被害が生じている場合はその範囲を速やかに水防管理者に報告する
- (5) 水防隊員及び水防団員から報告があった場合は、水防管理団体は別表第21号1、2、3、4、第22号により水防支部へ報告する。
- (6) 水防活動に従事する者は、自身の安全を確保した上で、活動にあたること。

2. 水防団等に対する伝達、出動及び活動

- (1) 連絡ならびに広報伝達の方法、出動

水防管理者からの出動準備要請を受けたとき、水防団長は直ちに、水防第1信号の発令または他の連絡方法により水防出動のための準備に入るよう水防団員に指示するものとする。

- (2) 出動

水防管理者から出動命令が発令された場合は、水防団長は水防第2信号の発令または他の連絡方法により直ちに出勤させ、水防活動に入るものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(3) 活動

水防作業は指揮者の指示に従い、規律統制ある団体行動の下に、水防資材を最大限に活用し、迅速確実に行わなければならない。

(4) 水防配備の解除

水防管理者から水防配備解除の命令が発令された場合は、水防団長は速やかに各水防方面隊長に伝達する。

3. 国の水防活動

国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは水防活動を行うことができる（特定緊急水防活動）また、特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨通知しなければならない。活動を終了するときも同様とする。（法32）

4. 優先通行（法18）

(1) 別表第20号に定める標識を付けた車両が、水防のために出勤するときは、車両及び歩行者はこれに進路を譲らなければならない。

(2) 警察官は災害時に県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、自動車等が水防用の車両の通行の妨害となる場合は、その所有者に対して、自動車等を付近の道路外へ移動することを命令することができる。（災害対策基本法第76条の3第1項）

(3) 警察官は上記(2)の措置を命令しようとしても、自動車等の所有者が拒んだときや、所有者がいない場合は、自分でその自動車等を付近の道路外の場所へ移動することができる。（同法第76条の3第2項）

(4) 警察官がその場にはいない場合、消防職員、自衛官には水防用の車両の通行のため、上記(2)、(3)と同じ権限が与えられる。（同法第76条の3第3項、第4項）

5. 緊急通行（法19）

消防職員及び水防団員並びに水防管理者から委任を受けた者が、水防上緊急の必要がある場所に赴くときには、一般交通の用に供しない空地、水面を通行することが許される。

なお、水防管理団体は、これにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

6. 警戒区域の設定（法21）

水防上緊急の必要がある場所においては、消防職員及び水防団員（これらの者がいないとき又はこれらの者から要求があったときには、警察官）は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の立入りの禁止、制限又は退去命令をすることができる。

7. 居住者に対する水防従事命令（法24）

水防管理者又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

8. 公用負担（法28）

水防管理者又は消防機関の長は、水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用。
- ②土石、竹木、その他の資材の使用又は収用。
- ③車両、その他の運搬用機器又は器具の使用。
- ④工作物、その他の障害物の処分。

水防管理者から委任を受けた者は、上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。これらの権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は水防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合はこれを提示し、水防管理団体の定めた公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

なお、水防管理団体は、これにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

9. 通信優先利用（法27）

水防に関する通信の方法は、島根県防災行政通信施設及び日本電信電話株式会社の加入電話の普通利用によるが、国土交通大臣、知事、水防管理者、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、下記の専用通信施設を使用することができる。

- ①警察通信施設
- ②気象官署通信施設
- ③鉄道通信施設
- ④電気事業通信施設

10. 河川管理者の協力及び援助（法7③、法15の12、河川法22条の2）

河川管理者（中国地方整備局長又は島根県知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力を行う。

河川管理者の協力が必要な事項は、あらかじめ河川管理者に協議し、その同意を得たうえで、水防管理団体の水防計画に記載する。

また、河川管理者は、浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び浸水実績等（浸水した地点、その水深その他の状況）を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行う。

1 1. 援助・応援（法22、23）

水防管理者は、そのもとにある消防機関のみでは対処しきれないときには、警察署長に対して警察官の出動を求め、又は他の水防管理者、又は消防長に応援を求めることができる。

応援のために派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

1 2. 水防活動に対する自衛隊の災害派遣（自衛隊法83）

水防管理者は、水防活動に対して自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、知事（県防災危機管理課）にその旨を依頼するものとする。

なお、詳細は「安来市地域防災計画」による。

1 3. 費用負担（法41、42、43の2）

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体への応援のために要した費用、又は水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときには、被応援団体又は利益を受ける市町村が費用の一部を負担する。

この場合の負担額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとする。

なお、5.16.3に規定する国が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

1 4. 水防の解除

水防管理者は、気象等予警報が解除されたとき、水位が水防団待機水位以下に低下して警戒の必要がなくなったとき、又は関係水防支部から水防警報解除の通知を受けたとき等、一連の水防活動が終了したときは、これを一般に周知することとする。

5. 17 啓発活動

各水防関係機関は、住民の防災意識向上や、有事において具体的にどのように行動すべきかなどを知ってもらうため、自主防災組織や学校など、地域に出向いて出前講座を実施するものとする。また、新聞広報やホームページに防災情報を掲載するなど、情報発信に努めるものとする。

<講座内容の例>

- ・防災意識の向上（近年の気候変動、自助・共助の重要性）
- ・水防情報（水位・雨量・カメラデータ、防災メール等）の入手方法
- ・水防情報の活用（水防情報の持つ意味と、求める行動）
- ・ハザードマップを利用する際の注意点
- ・マイタイムライン

5. 18 水防協力団体

1. 水防協力団体の指定（法36）

水防管理者は、法37に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2. 水防協力団体の業務（法37）

- (1) 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- (3) 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (4) 水防に関する調査研究を行うこと。
- (5) 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2. 1 想定される水防協力団体の業務

- (1) 「水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力」として、河川巡視や水防工法の実施、避難支援などの水防団等が行う水防活動に対する協力業務。
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供等。
- (3) 「水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供」として、水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供等。
- (4) 「水防に関する調査研究」として、水防に関する意識調査、実態調査等水防に関する調査及び研究等。
- (5) 「水防に関する知識の普及や啓発」として、講習会や研修などの実施等水防に関する知識の普及や啓発等。
- (6) 「前号に掲げる業務に付帯する業務」として、水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等。

3. 水防団体との連携（法38）

水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に業務を行わなければならない。

4. 監督等（法39）

水防管理者は、水防協力団体に対し、

- (1) 必要があると認めるときはその業務に関し報告させることができる。
- (2) 業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- (3) (2)の命令に違反したときは、指定を取り消すことができる。

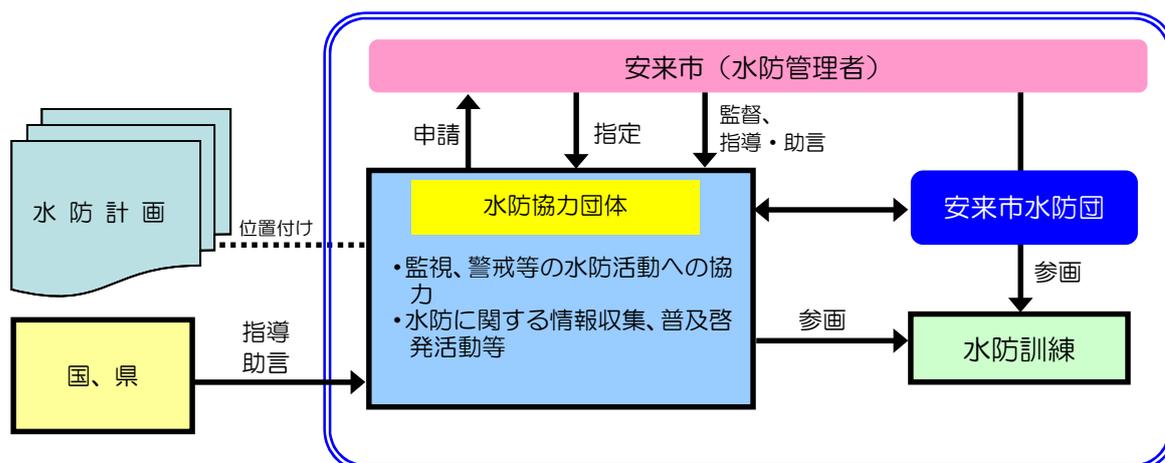
5. 情報の提供（法40）

国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

6. 水防訓練（法32条の2）

指定水防管理団体は、毎年水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

7. 協力団体制度の水防概念図



5. 19 決壊に際しての措置

1. 決壊の通報（法25）

堤防等が決壊したとき、又は超水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、又は消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに住民、所轄水防支部長、所轄警察署長、及び隣接水防管理者等に通報しなければならない。（別表第24号による。）

2. 決壊後の措置（法26）

堤防等が決壊したとき、又は超水若しくは異常な漏水が発生したときでも、水防管理者、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

5. 20 避難のための立退

1. 指示（法29）

洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫による著しい危険が切迫し、必要と認める区域の居住者が避難のため立ち退く必要があるときは、水防管理者は、迅速、確実に居住者に対して指示する。ただし、水防管理者が指示する場合には所轄警察署長にその旨を通知しな

なければならない。

なお、避難の勧告・指示などを行う際は安来市地域防災計画風水害等対策編第2章風水害等応急対策計画第16節「避難、救出・救助」「第1 避難の勧告・指示の実施」による。

2. 避難場所及び避難経路

- (1) 避難所を開設する施設は、安来市地域防災計画資料編に掲載の避難所開設施設一覧のとおりとする。洪水浸水想定区域図（別表第25号）に照らし、区域内の施設については浸水しない階層までを避難所として使用する。その他、状況に応じて地域集会所や寺院等の建物について避難所開設（依頼）を行う。
- (2) 避難経路は、浸水深のほか、アンダーパス箇所や側溝部分などを考慮し、指定の避難所まで最短で安全な経路を選択する。
- (3) 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者（要配慮者）が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称、所在地及び洪水予報等の伝達手段（法15条第1項第3号、第2項）については、安来市地域防災計画資料編に掲載の要配慮者利用施設のとおりとし、迅速な避難措置ができるよう、高齢者等避難の伝達手段やその経路、福祉避難所の更なる確保に努める。
- (4) 要配慮者及びその関連施設等への避難支援施策として、内閣府の示す「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、要配慮者・関連施設個別に、実態に即した避難支援プランの策定を進める。

5. 21 水防資材器具等の整備並びに輸送

1. 国土交通省の水防資材器具等

- (1) 水防管理者は国土交通省出雲河川事務所の備蓄資材器具等の使用を必要とする場合には、直接事務所に要請するものとする。
- (2) 島根県内において大規模な災害が発生した場合において、中国地方整備局所管災害対策用機械等の応援を必要とする場合は、「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ」により要請する。

2. 県の水防資材器具等

- (1) 水防管理者は、県有備蓄資材器具の使用を必要とする場合には、水防松江支部長に要請するものとする。
- (2) 水防松江支部長は、水防管理者の要請に基づき資材の提供を決定するものとする。
- (3) 県水防本部長は、県有備蓄資材等の配置を調整し、水防松江支部長に対して必要な指示を行うものとする。
- (4) 水防管理者は災害が発生し又はそのおそれがある場合において、県所有の排水ポンプ車の応援を必要とする場合は水防支部を経由し、水防本部へ出動を要請する。

3. 水防資材器具の整備

(1) 水防用設備資材及び器具

水防用設備資材及び器具は、別表第26号のとおりとし、常時水防倉庫等に備蓄しておくものとする。

(2) 水防資材の補充

各水防倉庫の備蓄資材を活用し、かつ多量の資材が必要とする災害の場合を考慮して、国、県に要請しかつ、市内の特定業者と事前に協定等し、非常時資材確保に努めるものとする。

(3) 水防資材の分散

河川が氾濫し、資材の輸送に困難な場合を想定し水防倉庫以外の適切な場所へ分散しておくものとする。なお、備蓄の困難な土砂、竹木等についてはあらかじめ採取箇所の選定しておくものとする。

4. 水防資材器具等の輸送の確保

(1) 水防資材器具等を保有する各機関は、その輸送上緊急を要する場合には、適宜現地の輸送機関に対して協力を求めるものとする。

(2) 水防支部は、管内水防管理団体との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送経路について非常事態を考慮して定めておくものとする。

(3) 輸送のための県、水防管理団体の保有する車両の配置状況は、別表第27号のとおりである。

5. 2.2 記録、報告

1. 記録

水防管理者は消防職員又は水防団員が水防のために出動したときは、次に掲げる事項を記録して保管するものとする。

(1) 警戒の出動及び解散命令の時刻並びに出動時刻。

(2) 出動水防作業員の氏名。

(3) 堤防等水防対象物の箇所、種類、延長及びこれに対する処置、結果。

(4) 使用資材及び数量。

(5) 破損した器具資材及び数量。

(6) 警戒中の観測水位。

(7) 水防法第17条の規定により水防に従事させた者の住所、氏名、出動時間及びその事由。

(8) 公用負担又は購入した資材、器具及びその数量、使用場所、並びに使用の事由。

(9) 処分した障害物の数量、除去場所及びその理由。

(10) 土地を一時使用したときは、その箇所、所有者氏名及びその事由。

(11) 水防作業中、死傷又は疾病にかかった者の氏名及び手当の状況。

(12) 避難を指示した時刻及び事由。

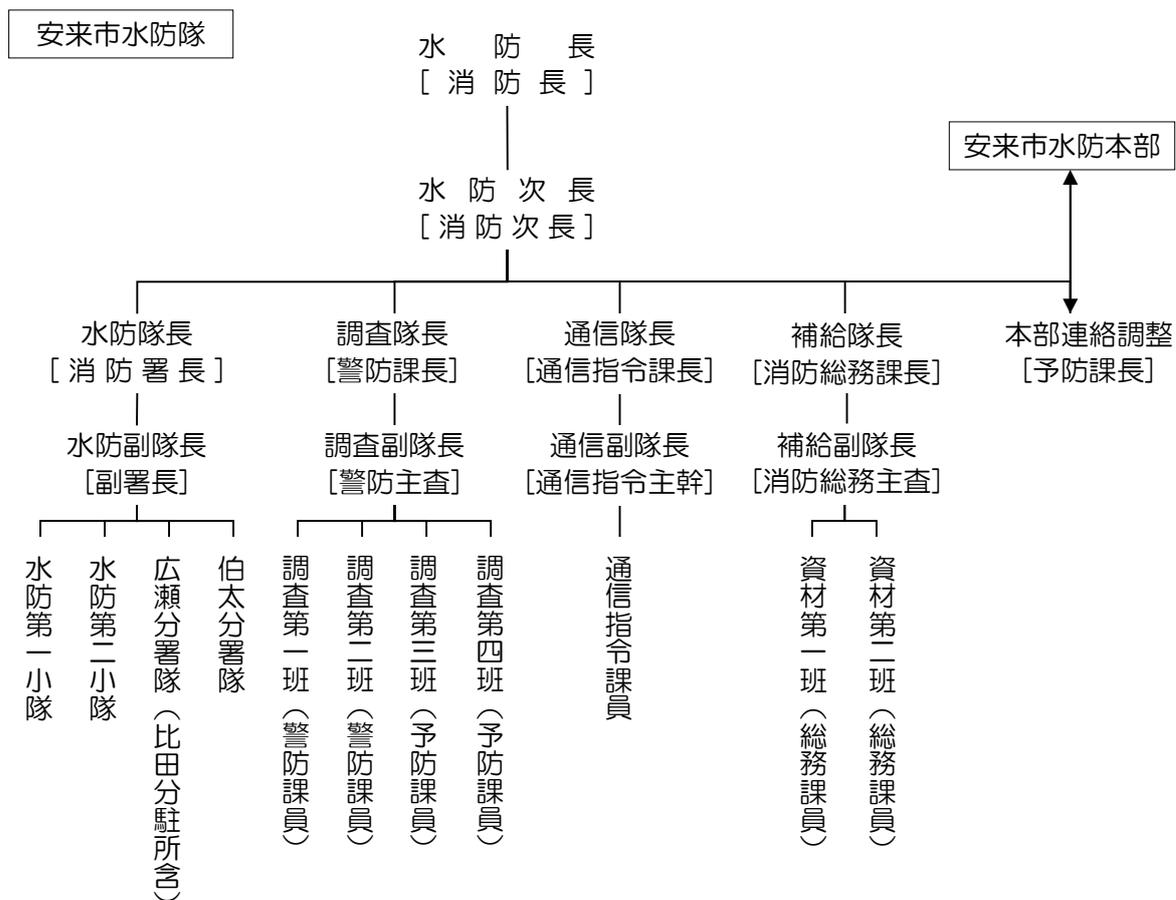
(13) 支出費の明細。

(14) その他記録を必要とする事項。

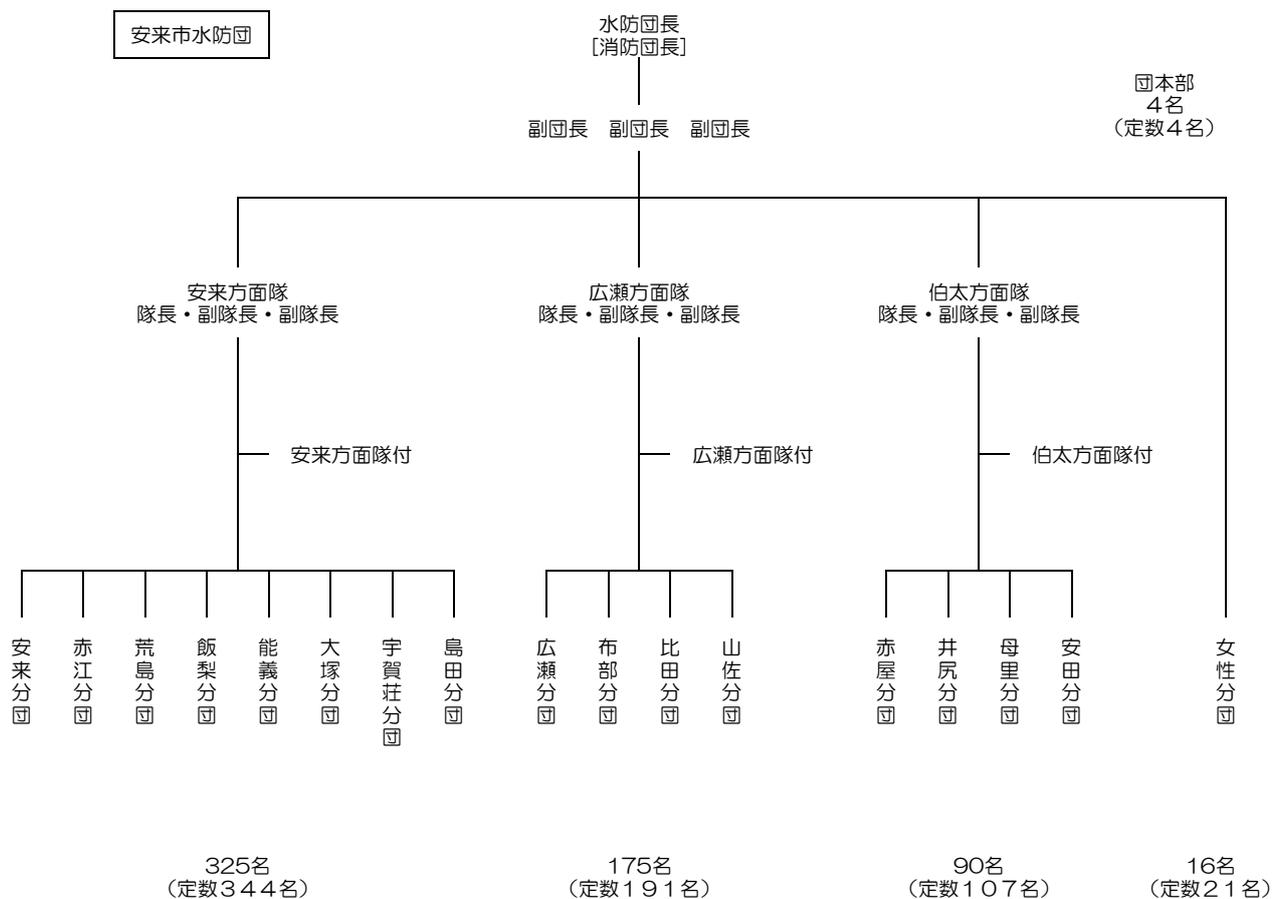
2. 報告

水防管理者は、水防が終了したときは速やかに、別表第22号に必要事項を記入して、島根県水防松江支部広瀬地区を經由して島根県水防本部長に報告するものとする。

別表 第1号 安来市水防隊組織図



別表 第2号 安来市水防団組織図



団員数は、令和6年4月1日現在

別表 第3号 重要水防区域

(1) 国土交通省関係

水系名	河川名	区 域	左右岸別	延 長 (m)	備 考
斐伊川	斐伊川 (中海)	自:安来市荒島町 至:安来市吉佐町(県境)	右	23,750	
計	1			23,750	

(2) 島根県関係

水系名	河川名	区 域	左右岸別	延 長 (m)	備 考
斐伊川	飯梨川	自:安来市広瀬町布部(布部 [△]) 至:安来市赤江町(河口)	左	25,000	
〃	〃	自:安来市広瀬町布部(布部 [△]) 至:安来市東赤江町(河口)	右	25,000	
〃	伯太川	自:安来市伯太町西母里(八幡原橋) 至:安来市飯島町(河口)	左	13,000	
〃	〃	自:安来市伯太町井尻(福富川合流点) 至:安来市飯島町(河口)	右	14,000	
計	4			77,000	

別表 第4号

危険な箇所一覧表

(1) 国土交通省管理区間

県 番号	市 番号	河川名	地先名	区 間		種別	重 要 度	重要理由	水防工法	整備局 担当 出張所	県担当 事務所
				左右岸	延長(m)						
123	2	中海	安来市 島田町	右	260	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	中海 出張所	広瀬土木 事業所
125	3	〃	〃	〃	240	越水(溢水) 堤体盤漏	B	高さ不足 断面不足	〃	〃	〃
126	4	〃	〃	〃	290	越水(溢水)	B	高さ不足	〃	〃	〃
129	5	〃	〃	〃	1,080	越水(溢水) 堤体盤漏	A	高さ不足 断面不足	〃	〃	〃
129-1	6	〃	〃	〃	590	越水(溢水) 堤体盤漏	A	高さ不足 断面不足	〃	〃	〃
129-2	7	〃	安来市 恵乃島町	〃	470	越水(溢水)	B	高さ不足	〃	〃	〃
142	8	〃	安来市 安来町	〃	230	越水(溢水) 堤体盤漏	B	高さ不足 断面不足	〃	〃	〃
144	9	〃	〃	〃	50	越水(溢水) 堤体盤漏	A	高さ不足 断面不足	〃	〃	〃
144-1	11	〃	〃	〃	330	越水(溢水) 堤体盤漏	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
145	12	〃	〃	〃	140	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
146	13	〃	〃	〃	-	工 作 物	A	空洞化	(安来港第1 排水樋門)	〃	〃
148	14	〃	〃	〃	600	越水(溢水) 堤体盤漏	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃	〃
148-1	15	〃	安来市 亀島町	〃	370	越水(溢水) 堤体盤漏	A	高さ不足 断面不足	〃	〃	〃
148-2	16	〃	〃	〃	770	越水(溢水)	B	高さ不足	〃	〃	〃
151	17	〃	〃	〃	120	〃	B	〃	〃	〃	〃
152	18	〃	〃	〃	200	越水(溢水)	B	高さ不足	〃	〃	〃
153	19	〃	安来市 飯島町	〃	340	越水(溢水)	B	高さ不足	〃	〃	〃
154-1	20	〃	安来市 東赤江町	〃	200	越水(溢水) 堤体盤漏	A	高さ不足 断面不足	〃	〃	〃
154-2	21	〃	〃	〃	1,490	越水(溢水)	B	高さ不足	〃	〃	〃
154-3	22	〃	〃	〃	800	越水(溢水) 堤体盤漏	B	高さ不足 断面不足	〃	〃	〃
157	24	〃	〃	〃	1,210	越水(溢水)	B	高さ不足	積土のう	〃	〃
159	25	〃	安来市 荒島町	〃	1,270	越水(溢水) 堤体盤漏	B	高さ不足 断面不足	〃	〃	〃
160	26	〃	〃	〃	80	〃	A	〃	〃	〃	〃
161	27	〃	〃	〃	370	越水(溢水)	B	高さ不足	〃	〃	〃
163-1	28	〃	安来市 荒島町	〃	140	越水(溢水)	B	高さ不足	〃	〃	〃
163-2	29	〃	安来市 西荒島町 ～松江市 東出雲町 下意東	〃	1,190	越水(溢水) 堤体盤漏	A	高さ不足 断面不足	〃	〃	〃
155-3	76	〃	安来市 東赤江町	〃	-	工 作 物	A	空洞化	(三間川水門)	〃	〃
計		29箇所			12,830						

(2) 島根県管理区間

県番号	市番号	河川名	地先名	区 間		種別	重要度	危険理由	水防工法	県担当事務所
				左右岸	延長(m)					
広-1	30	伯太川	飯島町	左	300	漏 水	A	漏 水	月の輸工 釜段工	広瀬土木 事業所
広-2	31	〃	安来町	左	50	深 掘 れ	B	深 掘 れ	むしろ張工 木流工	〃
広-3	32	〃	清瀬町	左	250	漏 水	B	漏 水	月の輸工 杭打積土のう工	〃
広-4	33	〃	伯太町西母里 (西市下流) ～西母里 (城山)	左	1,200	深 掘 れ	B	深 掘 れ	木流工	〃
広-5	34	〃	伯太町東母里 (井戸上流) ～安田 (横山)	右	1,200	〃	A	〃	〃	〃
広-6	35	〃	伯太町東母里 (岩居頭首 下)	右	300	堤 防 断 面	B	断 面 不 足	杭打積土のう工 積土のう工	〃
広-7	36	〃	宮内町 東加茂	左	100	漏 水	C	漏 水	巡回監視 月の輸工	〃
広-8	37	蛇喰川	伯太町 安田	左	200	河 積	A	河 積 不 足	積土のう工	〃
広-9	38	〃	〃	右	200	〃	A	〃	〃	〃
広-10	39	〃	伯太町安田 ～ 伯太町東母里	左	3,800	〃	B	〃	巡回監視 積土のう工	〃
広-11	40	〃	〃	右	3,800	〃	B	〃	〃	〃
広-12	41	飯梨川	赤江町	左	200	漏 水	A	漏 水	巡回監視、月の輸工、釜段 工	〃
広-13	42	〃	〃	左	590	〃	A	〃	巡回監視、月の輸工、積土 のう工	〃
広-14	43	〃	〃	左	50	〃	B	〃	〃	〃
広-15	44	〃	〃	左	50	〃	A	〃	〃	〃
広-16	45	〃	〃	左	300	〃	B	〃	巡回監視、月の輸工、釜段 工	〃
広-17	46	〃	東赤江町	右	100	〃	A	〃	〃	〃
広-18	47	〃	〃	右	852	〃	B	〃	〃	〃
広-19	48	〃	〃	右	648	〃	A	〃	〃	〃
広-20	49	〃	東飯梨	左	1,200	〃	A	〃	月の輸工 むしろ張工	〃
広-21	50	新宮川	広瀬町 町帳	左	300	河 積	B	河 積 不 足	積土のう工 木流工	〃
広-22	51	西の谷川	広瀬町 布部	左	200	深 掘 れ	B	深 掘 れ	〃	〃
広-23	52	〃	〃	右	200	〃	B	〃	〃	〃
広-24	53	市原川	広瀬町西比田 (宝来橋上下流)	左	100	水 衝	B	水 衝	〃	〃
広-25	54	津田平川	西赤江町 (合流点) ～西赤江町	左	165	河 積	A	河 積 不 足	積土のう工	〃
広-26	55	久白川	荒島町	左	400	〃	A	〃	〃	〃
広-27	56	〃	〃	右	400	〃	A	〃	〃	〃
広-28	57	木戸川	安来町	左	100	背 水	A	背 水	積土のう工	〃
広-29	58	〃	〃	右	100	〃	A	〃	〃	〃
広-30	59	日白川	西荒島町	左	30	背 水	A	背 水	〃	〃
広-31	60	田頼川	中津町	左	300	河 積	B	河 積 不 足	巡回監視 積土のう工	〃
広-32	61	田頼川	〃	右	100	〃	B	〃	〃	〃

県 番号	市 番号	河川名	地先名	区 間		種別	重 要 度	危 険 理 由	水防工法	県担当 事務所
				左右岸	延長(m)					
広-33	62	〃	飯梨町	左	150	〃	B	〃	〃	〃
広-34	63	吉田川	折坂町 ～ 鹿木町	左	1,100	河 積	B	河 積 不 足	巡回監視 積土のう工	広瀬土木 事業所
広-35	64	〃	鳥木町	右	1,100	〃	B	〃	〃	〃
広-36	65	〃	飯島町	右	300	背 水	B	背 水	積土のう工	〃
広-37	66	万歳川	九重町	右	200	河 積	B	河 積 不 足	巡回監視 積土のう工	〃
広-38	67	安田川	清瀬町	右	200	〃	B	〃	〃	〃
広-39	68	〃	伯太町 安田関	左	50	〃	B	〃	〃	〃
広-40	69	卯月川	伯太町東母里 ～ 伯太町西母里	右	1,000	〃	B	〃	〃	〃
広-41	70	疵川	安来市大塚町 ～ 安来市伯太町西母里	左	350	〃	B	〃	積土のう工	〃
広-42	71	〃	安来市伯太町西母里	左	350	〃	A	〃	〃	〃
計			42箇所		22,585					

(3) 危険箇所に準じた区間

県 番号	市 番号	河川名	地先名	区 間		種別	重 要 度	危 険 理 由	水防工法	県担当 事務所
				左右岸	延長(m)					
-	72	伯太川	伯太町 井尻	右	400	深 掘 れ	A	漏 水	杭打土のう工	広瀬土木 事業所
-	73	田頼川	荒島町 川原	左	60	漏 水	A	〃	〃	〃
-	74	〃	赤江町 越前	右	100	深 掘 れ	A	〃	〃	〃
-	75	〃	赤江町 越前	〃	115	漏 水	B	水 衝	積土のう工	〃
-	76	安田川	伯太町 安田中	左	500	河 積	A	河 積 不 足	〃	〃
計			5箇所		1,175					

(1) 国土交通省関係

水防支部 (地区名)	水系名	観測所名	所在地	管理者名	観測者名	電話番号	観測方法	備考
—	斐伊川	上口	広瀬町上山佐	出雲 河川事務所	出雲 河川事務所	0853-21- 1850	レドメーター	
—	〃	広瀬	広瀬町富田	〃	〃	〃	〃	
—	〃	赤屋	伯太町赤屋	〃	〃	〃	〃	
—	〃	中海湖心	松江市八束町	〃	〃	〃	〃	

(2) 島根県水防情報システム関係(河川課所管)

水防支部 (地区名)	水系名	観測所名	所在地	管理者名	観測者名	電話番号	観測方法	備考
松江 (広瀬)	斐伊川	広瀬	広瀬町石原	松江県土 整備事務所	広瀬 土木事業所	0854-32- 2031	レドメーター	
〃	〃	安来	飯島町	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	母里	伯太町母里	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	布部ダム	広瀬町布部	〃	布部ダム 管理所	0854-36- 0050	〃	
〃	〃	比田	広瀬町比田	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	山佐ダム	広瀬町上山佐	〃	広瀬土木事業所 山佐ダム管理所	0854-32- 2031 0854-35- 0156	〃	
〃	〃	奥田原	広瀬町奥田原	〃	〃	〃	〃	

(3) 島根県土砂災害予警報システム関係(砂防課所管)

水防支部 (地区名)	水系名	観測所名	所在地	管理者名	観測者名	電話番号	観測方法	備考
松江 (広瀬)	斐伊川	広瀬土木	広瀬町石原	松江県土 整備事務所	広瀬土木 事業所	0854-32-2031	レドメーター	
〃	〃	西比田	広瀬町西比田	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	布部	広瀬町布部	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	上山佐	広瀬町上山佐	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	安来	飯島町	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	母里	伯太町東母里	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	小竹	伯太町下小竹	〃	〃	〃	〃	

(4) 気象庁、その他

水防支部 (地区名)	水系名	観測所名	所在地	管理者名	観測者名	電話番号	観測方法	備考
—	斐伊川	伯太	伯太町西母里	松江地方 気象台	松江地方 気象台	0852-22-3784	雨量計	

別表 第6号

管内水位観測所一覽

(1) 国土交通省関係

水防支部 (地区名)	河川名	観測所名	所在地	堤防高 上段:左岸 下段:右岸	氾 危 水	濫 険 位	避 判 水	難 断 位	氾 注 水	濫 意 位	水防団 待機 水位	管理者名	観測者名	電話 番号	観測方法
-	斐伊川 (中海)	中海湖心	松江市 八束町	-	1.05	1.05	0.95	0.75	出雲 河川事務所	出雲 河川事務所	0853 21 -1850	メーター			
-	〃	米子湾	安来市 島田町	-	-	-	-	-	〃	〃	〃	〃			

(2) 島根県水防情報システム関係

水防支部 (地区名)	河川名	観測所名	所在地	堤防高 上段:左岸 下段:右岸	氾 危 水	濫 険 位	避 判 水	難 断 位	氾 注 水	濫 意 位	水防団 待機 水位	管理者名	観測者名	電話 番号	観測方法
松江 (広瀬)	伯太川	安来大橋	飯島町	4.40 4.30	2.30	2.00	1.80	1.10	松江県土 整備事務所	広瀬土木 事業所	0854 32 -2031	メーター			
〃	〃	弘鶴橋	伯太町 東母里	4.60 5.00	2.80	2.20	2.00	1.50	〃	〃	〃	〃			
〃	吉田川	吉田橋	飯島町	3.00 3.00	-	-	1.80	1.00	〃	〃	〃	〃			
〃	飯梨川	布部	広瀬町 布部	5.50 4.70	-	-	1.90	1.60	〃	布部ダム 管理所	0854 36 -0050	〃			
〃	〃	大渡	広瀬町 広瀬	5.60 6.20	2.80	2.60	2.40	1.50	〃	〃	〃	〃			
〃	〃	矢田	矢田町	9.83 10.08	6.40	5.70	5.10	3.70	〃	〃	〃	〃			
〃	〃	飯梨橋	赤江町	5.60 5.50	-	-	2.20	1.30	〃	広瀬土木 事業所	0854 32 -2031	〃			
〃	山佐川	下山佐	広瀬町 下山佐	5.00 4.20	-	-	1.90	1.30	〃	山佐ダム 管理所	0854 35 -0156	〃			
〃	祖父谷川	祖父谷川	広瀬町 広瀬	2.25 2.25	-	-	1.00	0.60	〃	広瀬土木 事業所	0854 32 -2031	〃			
〃	木戸川	木戸橋	安来町						〃	広瀬土木 事業所	0854 32 -2031	〃			

別表 第7号 河川増水状況表（曲線）

年 月 日	河川名	水防団待機水位	m	氾濫注意水位	m	備 考																					
(m)																											
5.00																											
4.50																											
4.00																											
3.50																											
3.00																											
2.50																											
2.00																											
1.50																											
1.00																											
0.50																											
水 位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24			
時 間																											

別表 第8号 河川監視カメラ一覧

河川名	観測所名	位 置	近接 水位計	観測者名	連絡先	種 別	量水票
飯梨川	大渡	広瀬町 富田	大渡	松江県土整備 事務所（広瀬）	32-2031	CCTV	有
〃	矢田	矢田町	矢田	〃	〃	〃	有
伯太川	弘鶴橋	伯太町 東母里	弘鶴橋	〃	〃	〃	有
〃	安来大橋	飯島町	安来大橋	〃	〃	〃	有
吉田川	折坂	折坂町	-	〃	〃	〃	
久白川	猪子塚	荒島町	-	〃	〃	〃	

別表 第9号 堰一覧表

番号	河川名	名称	位置	高さ m	長さ m	門数	管理者	連絡先	備考
1	田頼川	山根可動堰	西赤江町	1.50	19.80	2	安来市		
2	久白川	寺井堰	荒島町	1.00	8.25	1	寺井堰用水組合		
3	吉田川	飯島可動堰	安来町	2.50	23.50	4	安来市		
4	〃	今村水門	安来町	4.30	41.80	4	安来市		
5	〃	沢可動堰	沢町	2.45	27.60	1	吉田川可動堰組合		
6	安田川	宇賀荘可動堰	宇賀荘町	7.25	11.30	3	安来市		
7	吉田川	下吉田第一堰	上吉田町	1.80	8.90	1	安来市下吉田水利組合		
8	飯梨川	逆調整池	広瀬町 菅原	2.00	48.00	3	東部事務所	22-2748	島根県 企業局
9	木戸川	平成大水門	宮内町	2.00	17.60	1	平成大水門水利組合		
10	津田平川	神塚水門	西赤江町	1.60	8.00	1	神塚水門灌漑組合		
11	蕪谷川	宮の下井堰	広瀬町 下山佐	1.35	7.90	1	宮の下水路組合		
12	蛇喰川	大亀崎堰	伯太町 東母里	1.25	16.50	1	安田土地改良組合		

別表 第10号 水門・樋門一覧表

番号	河川名	位置		種別	左右岸別	高さ×幅・径	門数	操作種類	管理者	施設名
		町	通称名							
1	中海	島田	番之木	樋門	右岸	φ0.60	1	手動	国土交通省	安来10号排水門
2	〃	〃	濱田	〃	右岸	φ0.60	1	〃	〃	安来6号排水門
3	〃	〃	番之木 濱田	〃	右岸	2.00×2.00	2	電動	〃	安来2号排水門
4	〃	〃	瀬崎	〃	右岸	1.75×2.00	2	〃	〃	安来1号排水門
5	〃	新十神		〃	右岸		2	手動	安来市	新十神第1排水樋門
6	〃	〃		〃	右岸		2	〃	〃	新十神第2排水樋門
7	〃	亀島		〃	右岸	1.50×3.90	1	電動	国土交通省	安来港第1排水門
8	〃	〃		〃	右岸	1.50×5.30	1	〃	〃	安来港第2排水門
9	〃	飯島		〃	右岸	1.50×1.75	1	〃	〃	飯島排水門
10	〃	東赤江		〃	右岸	1.50×1.75	1	〃	〃	福井中川排水門
11	〃	〃		〃	右岸	1.25×1.25	1	〃	〃	福井三間川排水門
12	〃	〃		〃	右岸	1.00×1.25	1	電動	〃	福井松浦新田排水門
13	〃	〃		〃	右岸	1.25×1.00	1	〃	〃	福井後川排水門
14	〃	〃		〃	右岸	1.75×3.50	2	〃	〃	別石灘排水門
15	〃	〃		〃	右岸	1.75×2.00	1	〃	〃	別石役場排水門
16	〃	〃		〃	右岸	1.75×2.00	1	〃	〃	松崎排水門
17	〃	赤江		〃	右岸	1.00×1.25	1	〃	〃	赤江排水門
18	〃	〃	新武嶺	〃	右岸	2.50×2.00	1	〃	〃	遠藤川排水門
19	〃	〃	〃	〃	右岸	2.50×2.00	1	〃	〃	宮須排水門
20	〃	黒井田		〃	右岸		1		安来市	排水樋門
21	〃	上荒島		〃	右岸		1		〃	乙井排水樋門
22	〃	荒島	論田	〃	右岸	1.50×1.00	1	電動	国土交通省	論田第5排水門
23	〃	〃	〃	〃	右岸	φ0.80	1	〃	〃	論田第4排水門

番号	河川名	位置		種別	左右岸別	高さ×幅・径	門数	操作種類	管理者	施設名
		町	通称名							
24	中海	荒島	論田	樋門	右岸	φ0.80	1	電動	国土交通省	論田第3排水門
25	〃	〃	〃	〃	右岸	φ0.80	1	〃	〃	論田第2排水門
26	〃	〃	〃	〃	右岸	φ0.80	1	〃	〃	論田第1排水門
27	〃	〃	上荒島	〃	右岸	φ1.00	1	〃	〃	荒島5号排水門
28	〃	〃	〃	〃	右岸	φ1.00	1	〃	〃	荒島4号排水門
29	中海	荒島	上荒島	樋門	右岸	1.50×2.00	1	〃	〃	荒島2号排水門
30	中海	荒島	上荒島	樋門	右岸	φ0.70	1	〃	〃	荒島1号排水門
31	伯太川	清瀬	外代	〃	左岸	2.20×1.50	1	手動	若宮樋掛り水利組合	天の前 150m 上
32	〃	清井	中矢田	〃	左岸	2.70×0.85	1	〃	宇賀荘水利組合	清瀬橋 50m 下
33	伯太川	伯太町	西母里	水門	左岸	6.50×8.50	1	〃	安来市土地改良区	
34	〃	〃	〃	〃	左岸	1.90×2.80	1	〃	〃	
35	〃	〃	〃	樋門	左岸	3.20×2.45	2	〃	〃	
36	〃	〃	井尻	〃	右岸	3.90×2.20	1	〃	平松水利組合	
37	安田川	清瀬		〃	右岸	8.40×3.60	1	〃	堂の前樋掛り水利組合	堂の前川水門
38	〃	〃	安田中	〃	右岸	1.20×1.20	1	〃	安田中灌溉排水組合	排水樋門
39	〃	〃	〃	〃		1.50×1.37	1	〃	島根県	安田第3号排水樋門
40	〃	〃	安田中	〃		1.00×1.00	1	〃	〃	安田第4号排水樋門
41	卯月川	〃	西母里	〃	左岸	3.00×2.00	1	〃	西市水利組合	西市用水樋門
42	吉田川	安来		水門		6.70×4.20	1	電動	飯島大水門水利組合	飯島大水門
43	〃	鳥木	樋口	樋門	右岸	2.10×1.20	1	手動	鳥木町内会	掛田尻堰
44	〃	〃	〃	水門		1.52×8.90	1	電動	〃	鳥木水門
45	〃	下吉田		樋門	左岸	1.85×2.60	1	手動	柿谷町内会	新井手水門
46	〃	折坂		水門		3.85×7.30	1	〃	折坂用水組合	一本松頭首工
47	〃	野方		〃		4.45×8.30	1	〃	高樋水門灌溉組合	

番号	河川名	位置		種別	左右岸別	高さ×幅・径	門数	操作種類	管理者	施設名
		町	通称名							
48	吉田川	赤崎		樋門	右岸	2.50×1.10	1	手動	島根県 (広瀬土木事務所)	赤崎排水樋門
49	〃	切川		〃	左岸	3.25×2.00	1	〃	東切川町内会	
50	〃	〃		〃	左岸	2.65×1.30	1	〃	新井田組合	大井堰水門
51	飯梨川	広瀬町	広瀬	〃	左岸	2.00×2.50	1	電動	安来市	富田頭首工
52	〃	矢田		〃	右岸	3.65×1.60	1	手動	東割灌漑組合	矢田樋取水口
53	〃	中津		〃	右岸	2.10×2.10	1	〃	切川樋飯島川 灌漑組合	切川樋取水口
54	〃	西松井		〃	右岸	26.0×1.20	1	〃	西松井用水 灌漑組合	
55	〃	中津		〃	左岸	4.00×1.40	1	〃	赤江樋管掛り 灌漑組合	赤江樋取水口
56	〃	今津		〃	右岸	3.60×1.20	1	〃	飯島樋掛り 水利組合	飯島樋取水口
57	〃	下坂田		〃	右岸	5.95×1.20	1	〃	福井樋掛り 水利組合	福井樋取水口
58	〃	東赤江		〃	右岸	5.55×1.20	1	〃	別石樋掛り 水利組合	別石樋取水口
59	田頼川	西赤江		〃	左岸		1	〃	上荒島水利組合	安来三中裏
60	〃	〃	樋ノ口	〃	右岸		1	〃	越前水利組合	安来三中対岸
61	〃	田頼		水門	左岸		1	〃	田頼用水灌漑組合	田中前橋上
62	〃	西松井		〃			2	〃	西中津用水組合	池田酒店上
63	〃	西中津		〃			1	〃	中津用水組合	池田酒店上
64	〃	上坂田		〃			1	〃	庄夫水路組合	赤砂川合流点
65	久白川	荒島	松崎	〃		1.60×7.84	1	〃	江川用水灌漑組合	江川水門
66	〃	〃	上荒島	樋門	右岸	1.55×1.13	1	〃	島根県	荒島3号排水樋門
67	道尻川	沢		〃	左岸	1.40×1.07	1	〃	〃	沢排水樋門
68	中海	赤江		〃	右岸	1.25×2.00	1	電動	国土交通省	中島川排水門
69	中海	赤江		水門	右岸	9.00×5.00	2	〃	〃	三間川水門
70	木戸川	安来		樋門		1.1×1.9	1	手動	安来市	

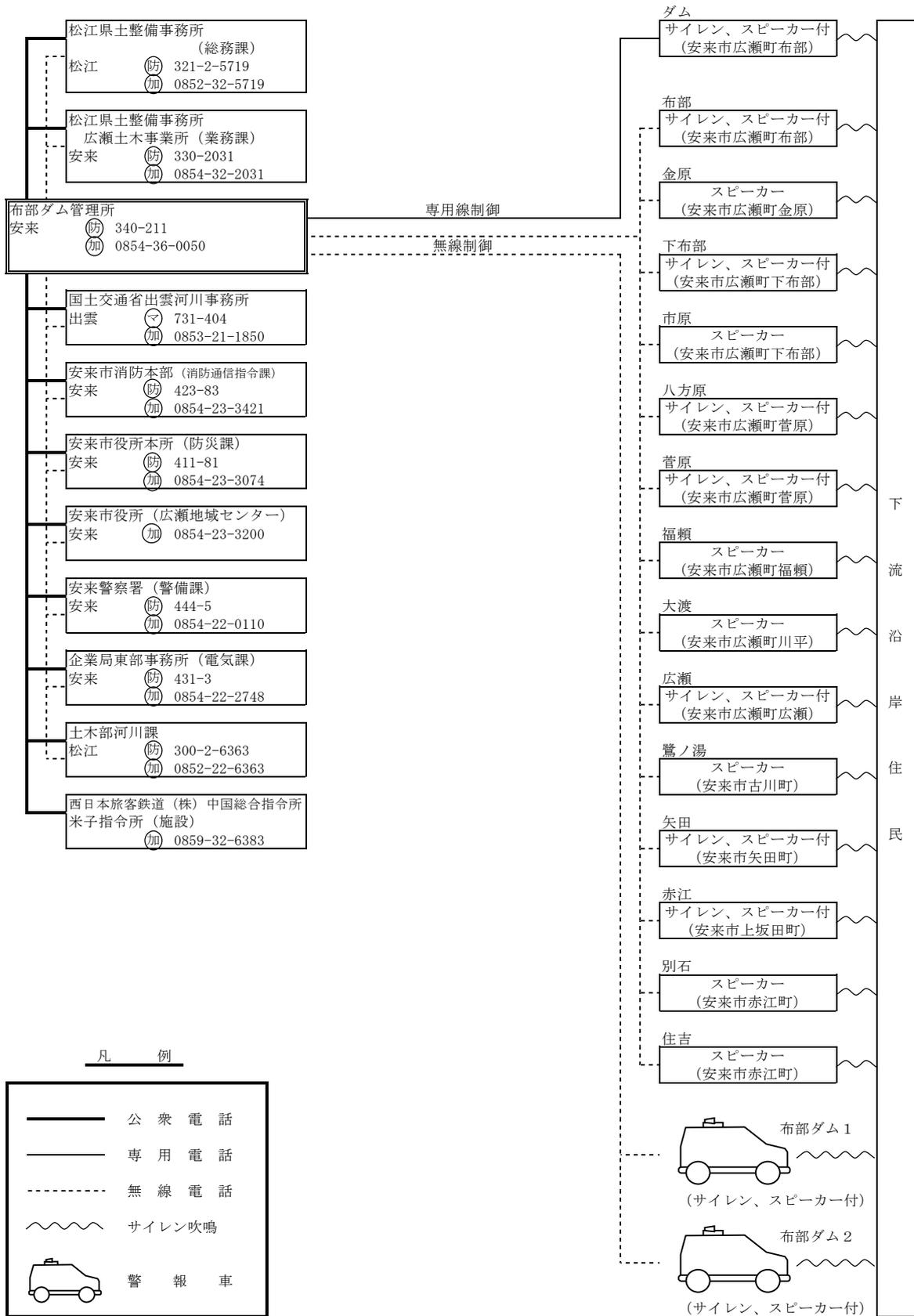
別表 第11号

ダム機能表

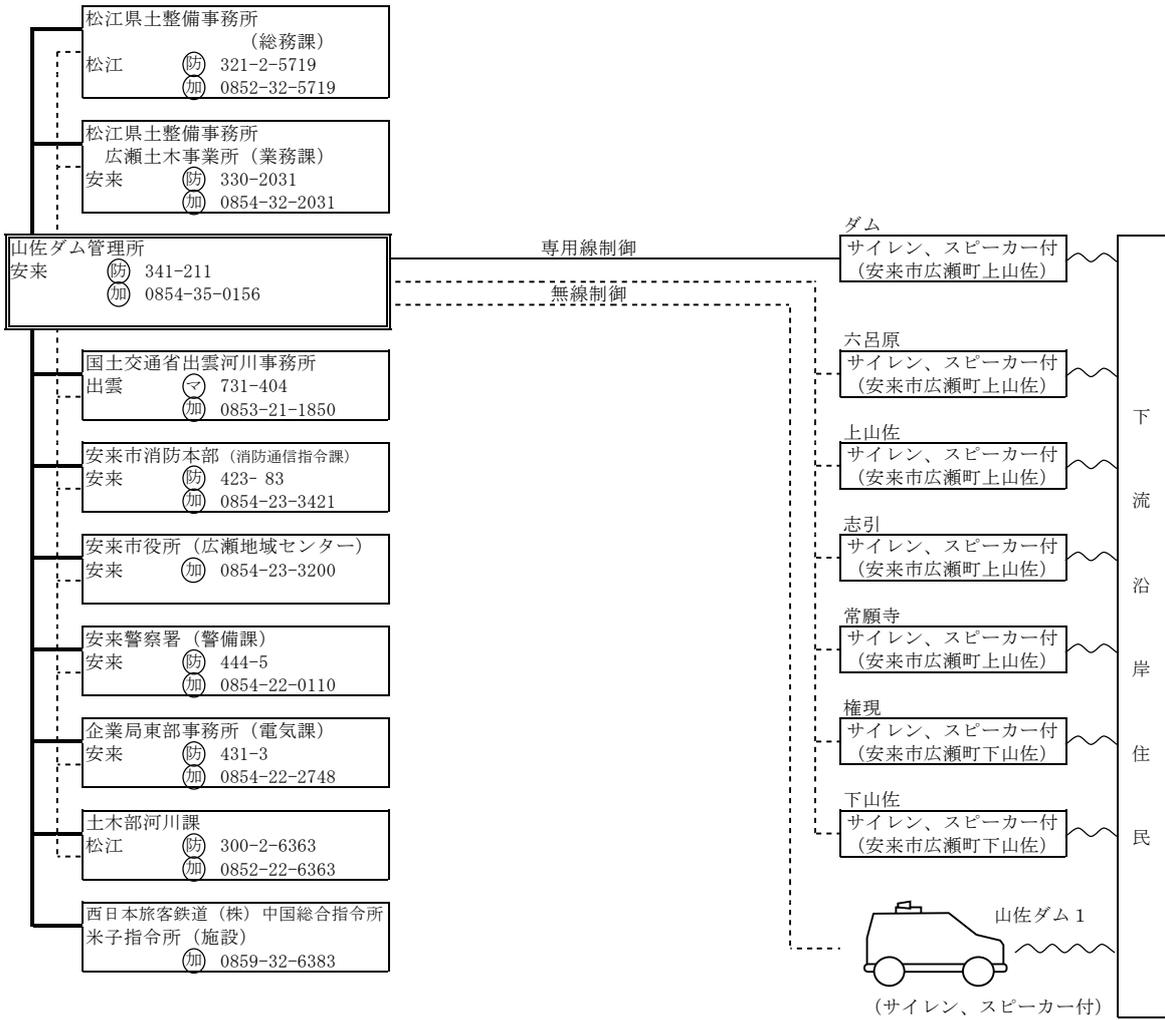
区分	名称		布部ダム	山佐ダム
	項目			
概要	水系及び河川名		斐伊川水系飯梨川	斐伊川水系山佐川
	所在地		安来市広瀬町布部	安来市広瀬町上山佐
	管理者		島根県土木部（松江県土整備事務所広瀬土木事業所）	
	目的		洪水調節、上水道 工業用水、発電	洪水調節、上水道、発電
	型式		重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム
	通信方法		NTT (0854) 36-0050 防災行政無線 340-211	NTT (0854) 35-0156 防災行政無線 341-211
	自動電話応答	NTT (0854) 36-0101 貯水位、流入量、時間雨量、累計雨量に関する情報	NTT (0854) 35-0213 貯水位、流入量、放流量、時間雨量、河川水位、河川流量に関する情報	
堰堤貯水池諸元	集水面積 平方		70.0	19.2
	堤高 m		55.9	56.0
	堤頂長 m		190.0	220.0
	洪水時操作ゲート		クレストゲート 1門 オリフィスゲート 2門	コックゲート(5ゲル) 1門 コクゲート(0-ラ-) 1門 (予備ゲート) クレストゲート 2門
	常時満水位 m		EL 194.6	EL 191.2
	洪水時満水位 m		EL 196.6	EL 207.0
	総貯水容量 千 ³		7,100.0	5,050.0
	有効貯水容量 千 ³		5,000.0	4,450.0
治水	制限水位 m		EL 188.4	—
	洪水調節容量 千 ³		3,700.0	3,350.0
	計画高水量 m ³ /s		690.0	260.0
	最大放水量 m ³ /s		375.0	40.0

別表 第12号 ダム関係通報系統図

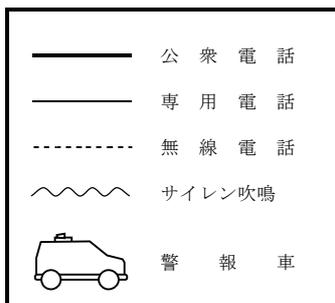
布部ダム (県土木部)



山佐ダム (県土木部)



凡 例





正規

斐伊川水系飯梨川氾濫警戒情報

斐伊川水系飯梨川洪水予報第〇号
洪水警戒報（発表）
令和〇年〇月〇日 〇時〇分
島根県土木部河川課・松江地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】斐伊川水系飯梨川では、避難判断水位に到達し、今後、氾濫危険水位に到達する見込み

（主 文）

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。斐伊川水系飯梨川の矢田水位観測所（安来市）では、「避難判断水位」に到達しました。今後、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。飯梨川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、安来市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

（雨 量）

所により1時間に〇ミリの雨が降っています。
この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	1日15時00分～1日18時00分 までの流域平均雨量	1日18時00分～1日20時00分 までの流域平均雨量の見込み
飯梨川	〇ミリ	〇ミリ

（水 位）

斐伊川水系飯梨川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位 (m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
矢田 水位観測所 (安来市)	1日 18時00分	6.10				
	1日 18時30分	6.20				
	1日 19時00分	6.30				
	1日 19時30分	6.40				
	1日 20時00分	6.50				
	1日 20時30分	6.60				
	1日 21時00分	6.70				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。なお、水位の予測値は前30分間の最大値を示しています。

（注意事項）

(参考資料)

(単位：水位(m))

観測所名	矢田水位観測所		
	安来市		
レベル4水位 氾濫危険水位※	6.40		
レベル3水位 避難判断水位※	5.70		
レベル2水位 氾濫注意水位	5.10		
レベル1水位 水防団待機水位	3.70		
受け持ち区間	飯梨川 左岸 安来市広瀬町(新宮川合流点)から安来市赤江町(河口)まで 右岸 安来市古川町(新宮川合流点)から安来市東赤江町(河口)まで		
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	島根県安来市十神地区、社日地区、赤江地区、荒島地区、飯梨地区、能義地区、宇賀荘地区		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫の発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

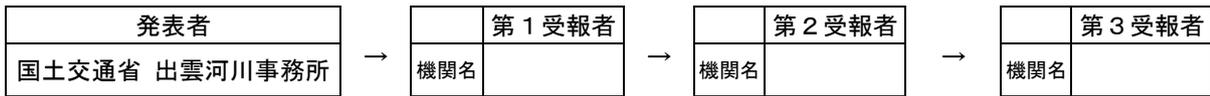
島根県ホームページ 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	https://www.suibou-shimane.jp/pc https://www.jma.go.jp/	https://www.suibou-shimane.jp/

問い合わせ先

水位関係：島根県土木部河川課
気象関係：気象庁松江地方気象台

電話：0852-22-6363
電話：0852-21-3794

別表 第14号 水位周知（国土交通省管理河川）発表様式 1



正規

中海氾濫危険情報

令和 年 月 日 時 分
国土交通省 出雲河川事務所 発表
(第 号)

【主文】

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】これは避難指示の発令の目安です。中海の中海湖心水位観測所（松江市）では、日 時 分頃に、氾濫危険水位（0.90m）に到達しました。

中海沿岸の特に地盤の低い箇所から、浸水が始まるおそれがあります。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

（参考）

中海 中海湖心水位観測所（松江市）

（受け持ち区間は 中海左岸：中海から境水道下流端（日本海）まで、右岸：中海から境水道下流端（日本海）まで）

氾濫危険水位 （相当換算水位）	1.05m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	1.05m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める
氾濫注意水位	0.95m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位： 水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先

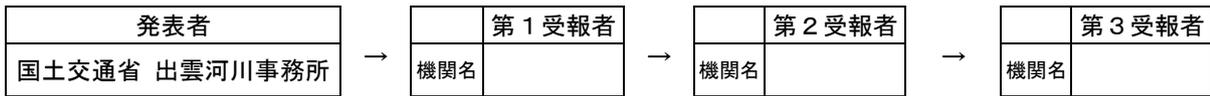
国土交通省 出雲河川事務所 防災情報課 電話：0853-20-1764（内線）281

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

別表 第14号 水位周知（国土交通省管理河川）発表様式 2



正規

中海氾濫注意情報解除

令和 年 月 日 時 分
国土交通省 出雲河川事務所 発表
(第 号)

【主文】

中海の中海湖心水位観測所（松江市）では、日 時 分頃に氾濫注意水位(0.90m)を下回りました。

（参考）

中海 中海湖心水位観測所（松江市）

（受け持ち区間は 中海左岸：中海から境水道下流端（日本海）まで、右岸：中海から境水道下流端（日本海）まで）

氾濫危険水位 （相当換算水位）	1.05m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	1.05m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める
氾濫注意水位	0.95m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位： 水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先

国土交通省 出雲河川事務所 防災情報課 電話：0853-20-1764（内線）281

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

水位上昇中	() 氾濫注意情報
--------------	------------

令和 年 月 日
時 分発表
島根県 県土整備事務所

【警戒レベル2相当情報[洪水】 () 氾濫注意水位に到達

【主文】

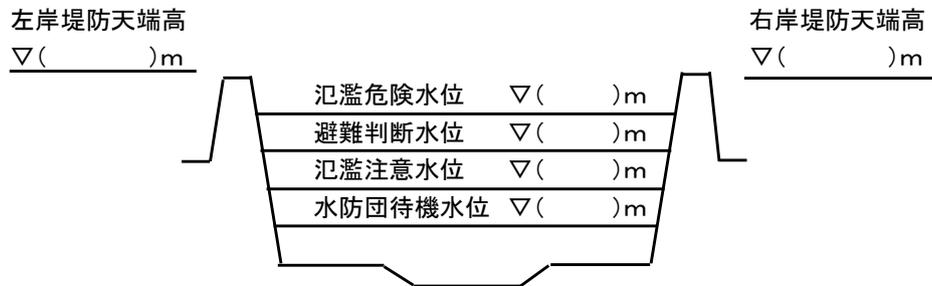
【警戒レベル2相当】 () は、() 時() 分に、() の () 水位観測所で、氾濫注意水位() mに達しました。
洪水に関する情報に注意して下さい。

【参考】

() () 水位観測所(

受け持ち区間は、()

	水位危険レベル
氾濫危険水位 ※1() m	■レベル5 氾濫の発生
避難判断水位 () m	■レベル4 氾濫危険水位※1超過
氾濫注意水位 ※2() m	■レベル3 避難判断水位超過
水防団待機水位 () m	■レベル2 氾濫注意水位※2超過
	■レベル1 水防団待機水位超過



- ※1: 本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警戒水位と同様
- ※2: 本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様
- ※3: 本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

() 水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。
 インターネットホームページ <https://www.suibou-shimane.jp/pc/xxxx.html>
 携帯端末ホームページ <https://www.suibou-shimane.jp/m/xxxx.html>

問合せ先 水防 支部 県土整備事務所 TEL

水位上昇中	() 氾濫警戒情報
-------	------------

令和 年 月 日
時 分発表
島根県 県土整備事務所

【警戒レベル3相当情報[洪水] () 避難判断水位に到達

【主文】

【警戒レベル3相当】 () は、() 時() 分に、() の () 水位観測所で、高齢者等避難発令の目安のひとつとなる水位である避難判断水位() mに達しました。
市町村避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

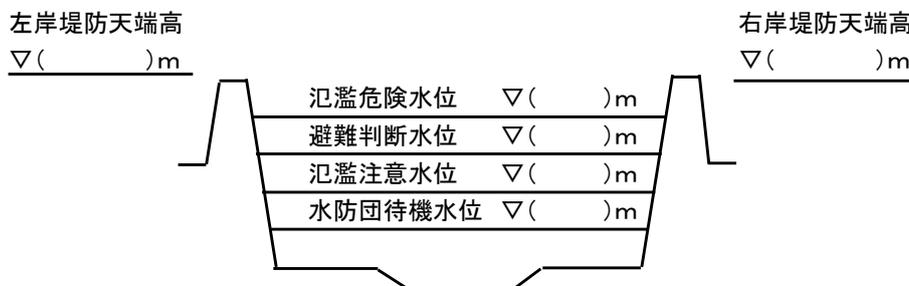
【参考】

() () 水位観測所(

受け持ち区間は、()

水位危険レベル

- | | |
|----------------|------------------|
| 氾濫危険水位 ※1() m | ■レベル5 氾濫の発生 |
| 避難判断水位 () m | ■レベル4 氾濫危険水位※1超過 |
| 氾濫注意水位 ※2() m | ■レベル3 避難判断水位超過 |
| 水防団待機水位 () m | ■レベル2 氾濫注意水位※2超過 |
| | ■レベル1 水防団待機水位超過 |



- ※1: 本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警戒水位と同様
- ※2: 本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様
- ※3: 本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

() 水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。
 インターネットホームページ <https://www.suibou-shimane.jp/pc/xxx.html>
 携帯端末ホームページ <https://www.suibou-shimane.jp/m/xxx.html>

問合せ先		
水防	支部	県土整備事務所
TEL		

水位上昇中	() 氾濫危険情報
-------	------------

令和 年 月 日
時 分発表
島根県 県土整備事務所

【警戒レベル4相当情報[洪水】 () 氾濫危険水位に到達 氾濫のおそれあり

【主文】

【警戒レベル4相当】 () は、() 時() 分に、() の () 水位観測所で、避難指示発令の目安のひとつとなる水位である氾濫危険水位() m に達しました。

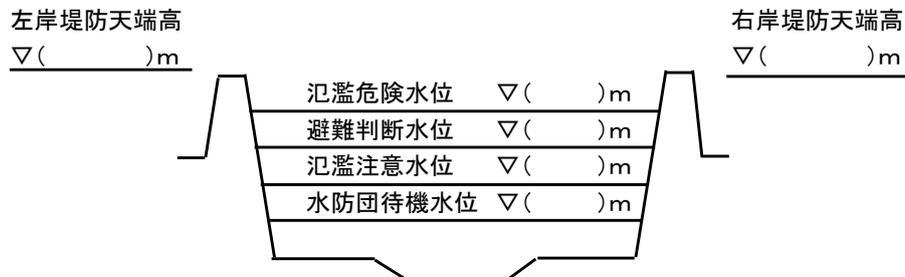
市町村避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

【参考】

() () 水位観測所(

受け持ち区間は、())

	水位危険レベル
氾濫危険水位 ※1() m	■レベル5 氾濫の発生
避難判断水位 () m	■レベル4 氾濫危険水位※1超過
氾濫注意水位 ※2() m	■レベル3 避難判断水位超過
水防団待機水位 () m	■レベル2 氾濫注意水位※2超過
	■レベル1 水防団待機水位超過



- ※1:本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警戒水位と同様
- ※2:本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様
- ※3:本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

() 水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。
 インターネットホームページ <https://www.suibou-shimane.jp/pc/xxxx.html>
 携帯端末ホームページ <https://www.suibou-shimane.jp/m/xxxx.html>

問合せ先		
水防	支部	県土整備事務所
TEL		

水位下降中	() 氾濫警戒情報	
令和 年 月 日 時 分発表 島根県 県土整備事務所		

【警戒レベル3相当情報[洪水]に引下げ】 () 氾濫危険水位を下回る

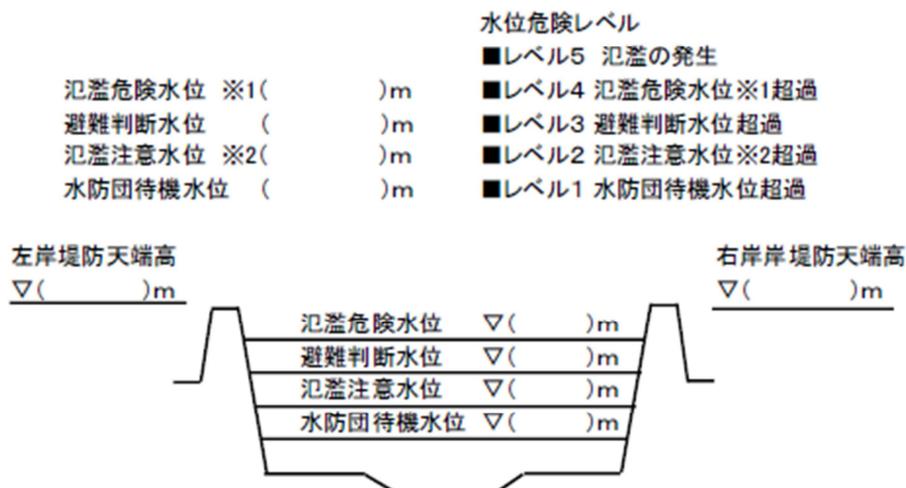
【主文】

【警戒レベル3相当に引下げ】 () は、() 時() 分に、() の () 水位観測所で、氾濫危険水位() mを下回りましたが、引き続き、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

【参考】

() () 水位観測所 ()

受け持ち区間は、()



- ※1:本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警報水位と同様
- ※2:本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様
- ※3:本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

() 水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。
 インターネットホームページ <https://www.suibou-shimane.jp/pc/xxx.html>
 携帯端末ホームページ <https://www.suibou-shimane.jp/m/xxx.html>

問合せ先 水防 支部 県土整備事務所 TEL

水位下降中

() 氾濫注意情報

令和 年 月 日

時 分発表

島根県 県土整備事務所

【警戒レベル2相当情報[洪水]に引下げ】 () 避難判断水位を下回る

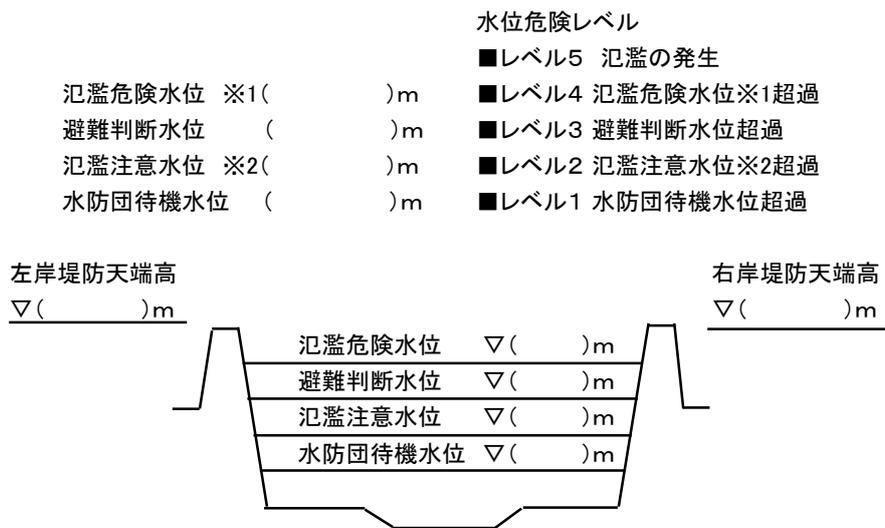
【主文】

【警戒レベル2相当に引下げ】 () は、() 時() 分に、() の () 水位観測所で、避難判断水位() mを下回りましたが、引き続き十分な注意をしてください。

【参考】

() () 水位観測所(

受け持ち区間は、()



※1:本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警戒水位と同様

※2:本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様

※3:本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

() 水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。

インターネットホームページ

<https://www.suibou-shimane.jp/pc/xxxx.html>

携帯端末ホームページ

<https://www.suibou-shimane.jp/m/xxxx.html>

問合せ先

水防

支部

県土整備事務所

TEL

別表 第15号 水位周知(県管理河川) 発表様式 6

水位下降中

() 氾濫注意解除情報

令和 年 月 日
時 分発表
島根県 県土整備事務所

() 氾濫注意水位を下回る

【主文】

() は、() 時() 分に、() の
() 水位観測所で、氾濫注意水位() mを下回りました。

【参考】

() () 水位観測所()

受け持ち区間は、()

		水位危険レベル
氾濫危険水位 ※1()m		■レベル5 氾濫の発生
避難判断水位 ()m		■レベル4 氾濫危険水位※1超過
氾濫注意水位 ※2()m		■レベル3 避難判断水位超過
水防団待機水位 ()m		■レベル2 氾濫注意水位※2超過
		■レベル1 水防団待機水位超過



- ※1:本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警報水位と同様
- ※2:本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様
- ※3:本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

() 水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。

インターネットホームページ

<https://www.suibou-shimane.jp/pc/xxx.html>

携帯端末ホームページ

<https://www.suibou-shimane.jp/m/xxx.html>

問合せ先		
水防	支部	県土整備事務所
TEL		

別表 第16号表 水防警報（国管理河川）



正規

水防警報（待機）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
中海	中海湖心水位観測所	第1号
令和〇年〇月〇日〇時〇分		国土交通省 出雲河川事務所発表

【現 況】

中海の中海湖心水位観測所（松江市）の水位は、〇日〇時〇分現在〇.〇〇mです。

【発 表】

水防機関は待機してください。

出雲河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出勤	解除
木次				
新伊蓋				
上島				
大津				
瀬分				
馬木				
古志橋				
松江				
中海湖心	○			

(参考)

中海 中海湖心水位観測所（松江市）

（受け持ち区間は 中海左岸：中海から境水道下流端（日本海）まで、右岸：中海から境水道下流端（日本海）まで）

問い合わせ先

国土交通省 出雲河川事務所 防災情報課 電話：0853-20-1764（内線）281

(参考)

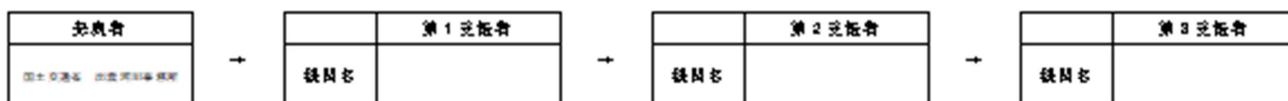
中海湖心【島根県松江市】

- 計画高水位 : 1.30m
- 氾濫危険水位 1.05m
- 避難判断水位 1.05m
- 氾濫注意水位 0.95m
- 水防団待機水位 0.75m

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	



正規

水防警報（解除）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
中海	中海湖心水位観測所	第1号
令和〇年〇月〇日〇時〇分		国土交通省 出雲河川事務所発表

【現況】

中海の中海湖心水位観測所（松江市）の水位は、〇日〇時〇分現在〇.〇〇mです。

【発表】

水防警報を解除します。

基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出勤	解除
木次				
新伊豆				
上島				
大津				
渡分				
馬木				
古志橋				
松江				
中海湖心				○

（参考）

中海 中海湖心水位観測所（松江市）

（受け持ち区間は 中海左岸：中海から境水道下流端（日本海）まで、右岸：中海から境水道下流端（日本海）まで）

問い合わせ先

国土交通省 出雲河川事務所 防災情報課 電話：0853-20-1784（内線）280



（参考）

中海湖心〔島根県松江市〕

計画高水位 : 1.30m

氾濫危険水位 1.05m

遊艇判断水位 1.05m

氾濫注意水位 0.95m

水防団待機水位 0.75m

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

PC対応機種	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	

特 備		水防警報用紙		令和 年 月	
水防警報発表表					
水防警報		(種類)	(河川)	通知日時	日時分
待機		(河川)	(河川)	(基準水位観測所)	(警報番号)
月 日 時 分		高根県水防		発表	
1	台風が近づきました。				
2	前線が活発になりました。				
3	() 洪水 () 報によれば				
4	() の () によれば				
5	() の雨量は () 日 () 時 () 分現在 () mmに達しました。				
6	今後まだ () 降るおそれがあります。				
7	() の水位は () 日 () 時 () 分現在 () mです。				
8	上昇中です。				
9	上流部では非常に大きな増水になりました。				
10	水位は低下していますが				
11	() の ()				
12	水位は再び上昇の見込みです。				
13	落水時間は長引く見込みです。				
14	水防機関は、急に水が出て、すぐに活動できるように待機してください。				
15	水防機関は、状況の変化に応じて、すぐに活動できるように、待機してください。				
16	水防機関は、巡視員を現地に残し、待機して差し支えないと思われま				
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					

第25号表		水防警報用紙		令和 年 月	
水防警報発表表					
水防警報		(種類)	(河川)	通知日時	日時分
準備		(河川)	(河川)	(基準水位観測所)	(警報番号)
月 日 時 分		高根県水防		発表	
1	() の () によれば				
2	() の雨量は () 日 () 時現在 () mmに達しました。				
3	() 川上流部の雨量は () 日 () 時現在 () mm () () mm				
4	なお、強い雨が降り続いています。				
5	今後まだ () 降るおそれがあります。				
6	() の水位は () 日 () 時現在 () mに達しました。				
7	引き続き増水しています。				
8	1時間に () cmくらいの割合で上昇しています。				
9	急激に上昇しています。				
10	() では、氾濫注意水位に近づきました。				
11	() 川洪水 () 報によれば				
12	() では、氾濫注意水位を超えるおそれがあります。				
13	() では () 程度の増水にあるおそれがあります。				
14	水防機関は、出動の準備をして下さい。				
15	水防機関は、出動の準備を行い、水防に関する情報連絡を確保して下さい。				
16	水防機関は、今後の状況によりいつでも出動できるように準備して下さい。				
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					

水防警報発表			
水防警報	(種類)	通知日時	
		通知者 受信者	日時分
(河川)	(河川)	(基準水位観測所)	(警報番号)
出 動	川	第 号	
月 日 時 分 高根県水防 発表			
1	() の () によれば		
2	() の雨量は () 日 () 時現在 () mmに達しました。		
3	() 川上流部の雨量は () 日 () 時現在 () mm・ () () mm・ () mmに達しました。		
4	今後まだ () 降るおそれがあります。		
5	() の水位は () 日 () 時現在 () mに達しました。		
6	() では、氾濫注意水位を超えました。		
7	引き続き上昇しています。		
8	1時間に () cmぐらいの割合で上昇しています。		
9	() 川洪水 () 報によれば		
10	() では () 日 () 時ごろ氾濫注意水位を超える見込みです。		
11	() では、まもなく氾濫注意水位を超える見込みです。		
12	大きな増水になるおそれがあります。		
13	() 程度の増水になるおそれがあります。		
14	氾濫注意水位を相当に上回る増水になるおそれがあります。		
15	() ので		
16	水防機関は出動し、堤防その他を見回り、厳重に警戒して下さい。		
17	水防機関は出動し、危険箇所の早期水防をして下さい。		
18	なお、今後増水状況に応じて出動人員を増して下さい。		
19			
20			
21			
22			
23			

水防警報発表			
水防警報	(種類)	通知日時	
		通知者 受信者	日時分
(河川)	(河川)	(基準水位観測所)	(警報番号)
指 示	川	第 号	
月 日 時 分 高根県水防 発表			
1	() の水位は () 日 () 時 () 分現在 () mです。		
2	() の水位は () 日 () 時 () 分に () 水位を超えました。		
3	() 川洪水 () 報によれば		
4	() では () 程度の増水が予想されます。		
5	() の最高水位は () 日 () 時ごろ起り () ぐらいに達するものと予想されます。		
6	() の水位は () 日 () 時 () 分最高水位 () mに達しました。		
7	() では () 日 () 時ごろ () mぐらいに達するものと予想されます。		
8	水位は少しずつ下がっていますが		
9	() ので、水位は再び上がるおそれがあります。		
10	高い水位が長く続くおそれがあります。		
11	水位は今後次第に下がると予想されますが、		
12	堤防は () が起りやすい状態になりました。		
13	堤防の低い所では水があふれおそれがあります。		
14	() による被害が起こるおそれがあります。		
15	() はまだ () されていませんので、		
16	() 地先の () は特に危険です。		
17	() 地先の () に () が発生しました。		
18	上流で () が流れました。		
19	水防機関は厳重に警戒して下さい。		
20	水防機関に出動体制を強化して下さい。		
21	水防機関は出動人員を増して水防工法を行って下さい。		
22	水防機関はひきつづき警戒して下さい。		
23	今後も気象状況の変化に十分注意し警戒を続けて下さい。		

別表 第18号 洪水浸水想定区域図策定状況

(1) 洪水浸水想定区域（洪水予報河川、水位周知河川）

① 国土交通省出雲河川事務所

水系	河川	指定日	洪水浸水想定区域		浸水継続時間	家屋倒壊等氾濫想定区域		関係市町村
			想定最大規模	計画規模		氾濫流	河岸浸食	
斐伊川	斐伊川	R2.6.17	○	○	○	○	○	松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市

② 島根県

水系	河川	指定日	洪水浸水想定区域		浸水継続時間	家屋倒壊等氾濫想定区域		関係市町村
			想定最大規模	計画規模		氾濫流	河岸浸食	
斐伊川	飯梨川	R1.6.28	○	○	○	○	○	安来市
斐伊川	伯太川	R1.6.28	○	○	○	○	○	安来市

(2) 津波災害警戒区域指定状況（島根県指定）

市町村	指定日
安来市	R5.3.24

別表 第19号 信号

	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	○(約5秒)休止(約15秒)○休止○休止
第2信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	○(約5秒)休止(約6秒)○休止○休止
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	○(約10秒)休止(約5秒)○休止○休止
第4信号	乱 打	○(約1分)休止(約5秒)○

備考 1 信号は適宜の時間継続すること。

2 必要があれば警鐘信号とサイレン信号を併用できること。

3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

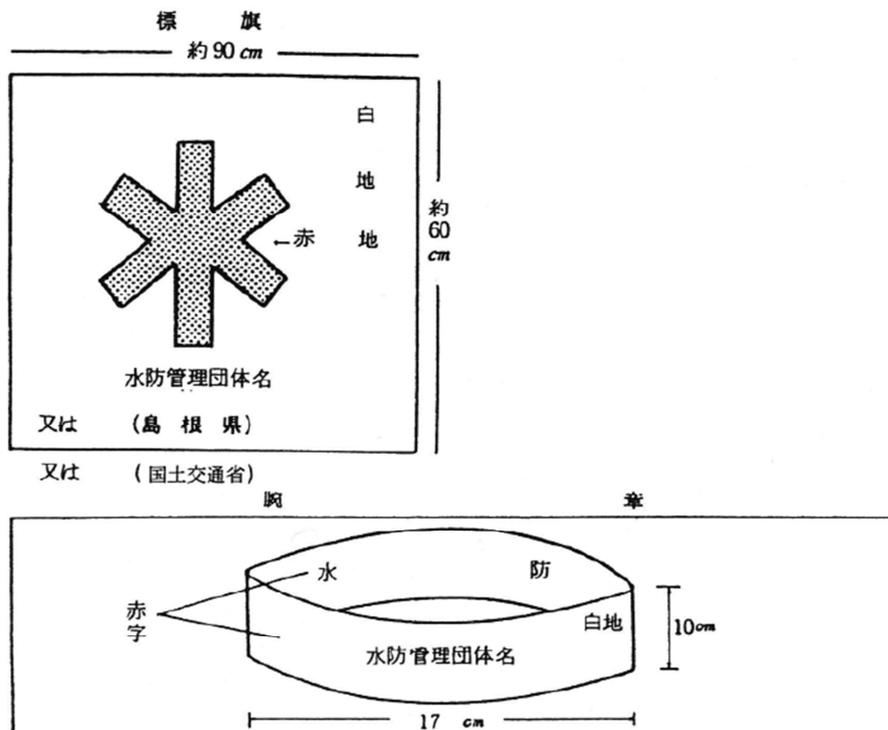
註 第1信号 河川の水位が氾濫注意水位に達したことを知らせるもの。

第2信号 水防機関に属する者が直ちに出勤すべきことを知らせるもの。

第3信号 当該水防関係団体の区域内に居住する者が出勤すべき事を知らせるもの。

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの。

別表 第20号 優先通行標識



第21号-1 出水様式一総括（水防管理団体→水防支部→水防本部用）

※修正箇所は赤書き

〇〇年〇月〇日〇〇〇（出水名）による出水状況報告【第〇報】

〇〇 月 〇〇 日 〇:〇〇 現在

■ 被害状況

1) 一般被害

※浸水家屋数は、河川に係わる沿川の浸水被害について河川管理者が把握したものであり、市町村の集計する市町村全体の浸水家屋数とは異なる。

<都道府県管理河川>

都道府県	水系	河川	市町村	浸水家屋数		家屋損壊数		田畑等浸水		被害状況
				床上 (戸)	床下 (戸)	全壊 (戸)	半壊 (戸)	原因	面積 (約ha)	

2) 河川管理施設等被害

<都道府県管理河川>

都道府県	水系	河川	市町村	地点		被害状況		対策状況
				左右岸	KP	状態	数量 (約m)	

■ 避難勧告及び避難指示状況

<都道府県管理河川に関わる避難勧告及び避難指示状況>

都道府県	水系	河川	市町村	避難状況			発令日時	解除日時	備考
				類型	世帯数	人数			

■ 国交省所有排水ポンプ車等による水防活動状況

<都道府県管理河川>

都道府県	水系	河川	市町村	地点		排水P車出動状況		水防団等活動状況
				左右岸	KP	出動数 (台)	稼働 状況	

※適宜行を挿入し必要事項を記載

※前回報告からの追加・変更箇所は赤字とする。

第21-3号表

治水課 (マイクロ 80-35694、35695、35696)	宛
------------------------------------	---

課 (氏名 :) (マイクロ)

(月 日 時 分)

出水様式-2(2) 被害情報 (国 都道府県管理河川)

(整備局等名 : 中国地整)

(都道府県名 : 島根県)

被害への 対応状況 現状 (予定)	〇〇月〇〇日〇〇時現在
	(1) 実施済み (2) 今後の対応
避難状況 等	〇〇月〇〇日〇〇時現在 < 速報値 : 確定値 >
	(1) 自主避難状況 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >
	(2) 避難勧告発令状況 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >
	(3) 孤立住民の発生状況等 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >
	(4) 自衛隊出動要請状況等
水防活動 状況 現状 (予定)	〇〇月〇〇日〇〇時現在 < 速報値 : 確定値 >
	(1) 〇〇町 ①水防工法 ②延長等 ③進捗状況 ④災害対策車稼働状況 (2) 〇〇町

第21-4号表

治水課 (マイクロ 80-35694、35695、35696)	宛
------------------------------------	---

課 (氏名:) (マイクロ)

(月 日 時 分)

出水様式-3 緊急復旧情報 (国・都道府県管理河川)

(整備局等名: 中国地整)

(都道府県名: ○○県)

出水名	台風○○号 (第 報)		
水系名	級河川 ○○○川	河川名	○○○川
時点	○月○日○時現在	発生日時	○. ○. ○
発生場所	○○県○○町	距離標	左:右 ○.○~○.○km
被災状況	破堤:堤防洗掘:河岸洗掘 漏水:その他 ()	状況	拡大中:変化なし 減少中
	被災数量 延長 m 洗掘土砂量 m ³		
復旧状況	(1) 全体量 (2) 復旧工法 (3) 着手日時 (4) 完成予定日時 (5) 進捗状況 (6) 作業員 (人) (7) 資機材の確保状況		

注) ・平面図、横断図を添付 (全体計画及び進捗状況が分かる図面)
・写真を添付

別表 第22号 水防活動報告様式(1)

市町村名 _____									
水防活動実施報告書									
年 月									
作成責任者 _____									
出水の概況	水位 m (氾濫注意水位 m) 川 雨量 mm								
水防実施箇所	左岸地先 m 川 右岸								
日時	月 日 時 ~ 月 日 時								
出動人員	消防職員	水防団	その他	合計					
	人	人	人	人					
水防作業の概況及び工法	箇所 工法								
水防の結果	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	他
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使用資器材	土のう袋				居住者の				
	むしろ				出動状況				
	なわ				水防関係				
	丸太				者の死傷				
	その他				雨量水位				
				の状況					
その他特記事項									
(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。									

別表 第 2 2 号 水防活動報告様式 (2)

令和〇〇年台風〇号における水防活動
(島根県安来市〇〇消防団・令和〇〇年〇月〇日)

【概要】
 〇〇消防団は、令和〇〇年〇月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人名救助を行い、人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動
〇/〇~〇/〇 約〇時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み (〇袋) ・避難誘導 (〇世帯) ・排水作業 (〇件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇左岸 (〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇左岸 (〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇右岸 (〇〇地先)
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水状況



別表 第23号 公用負担命令書様式

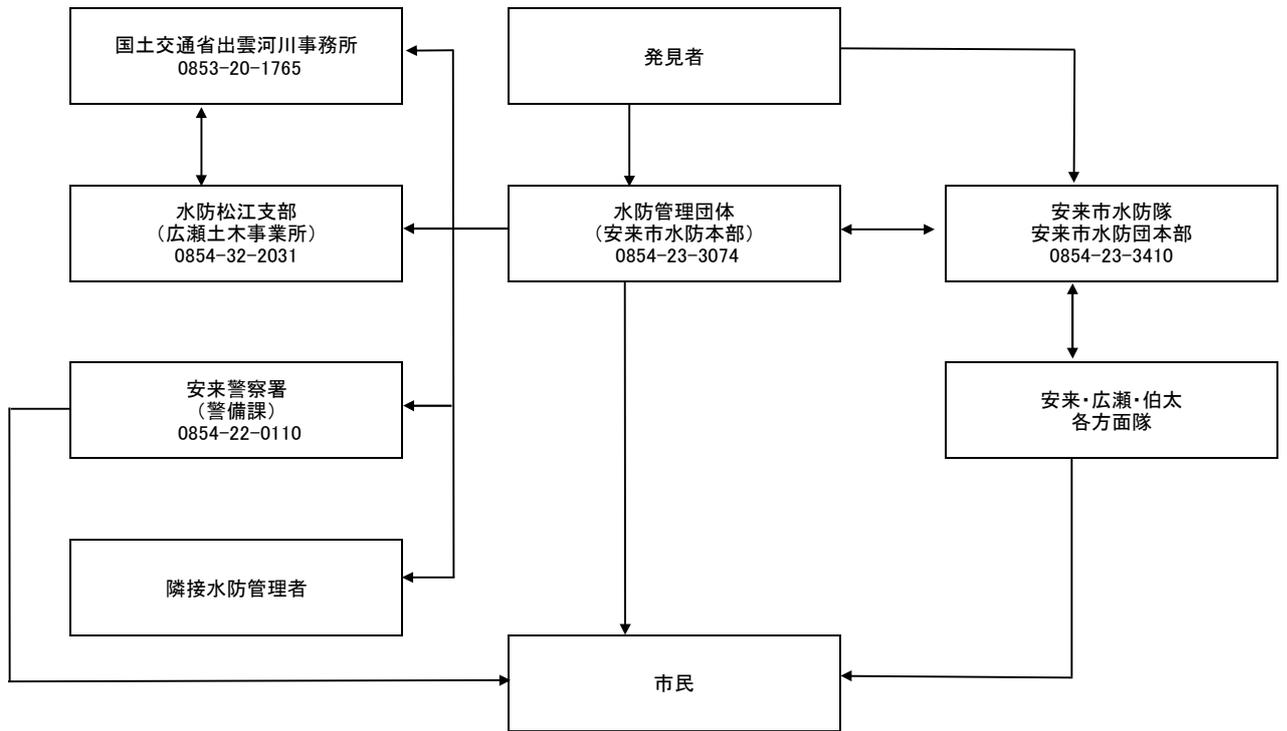
(1) 公用負担命令権限証

公 用 負 担 命 令 権 限 証		
職名 氏名		
上記の者に安来市の区域内における水防法 第21条第1項の権限行使を委任した事を証 明する。		
年 月 日		
安来市水防管理者		㊟

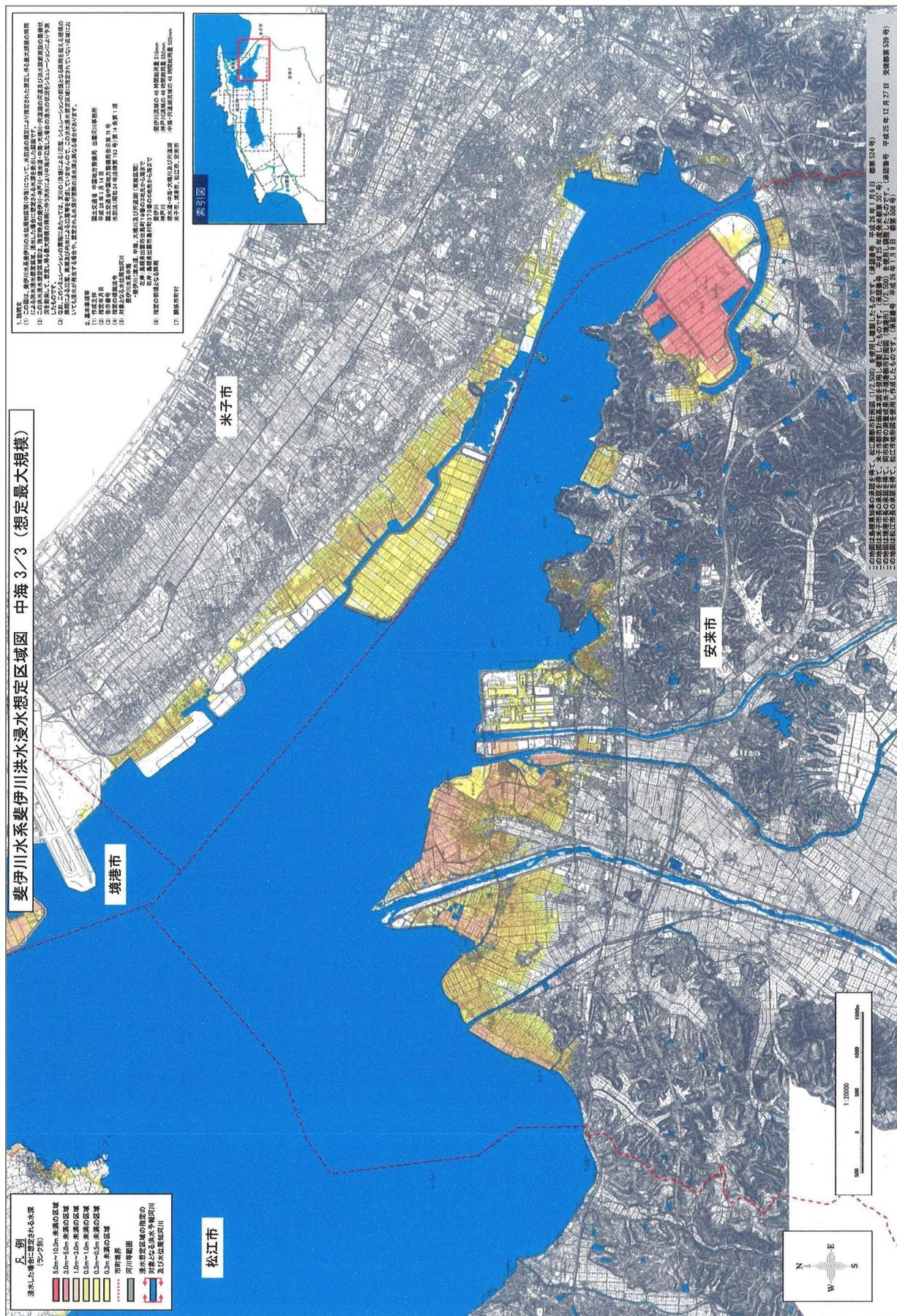
(2) 公用負担命令票

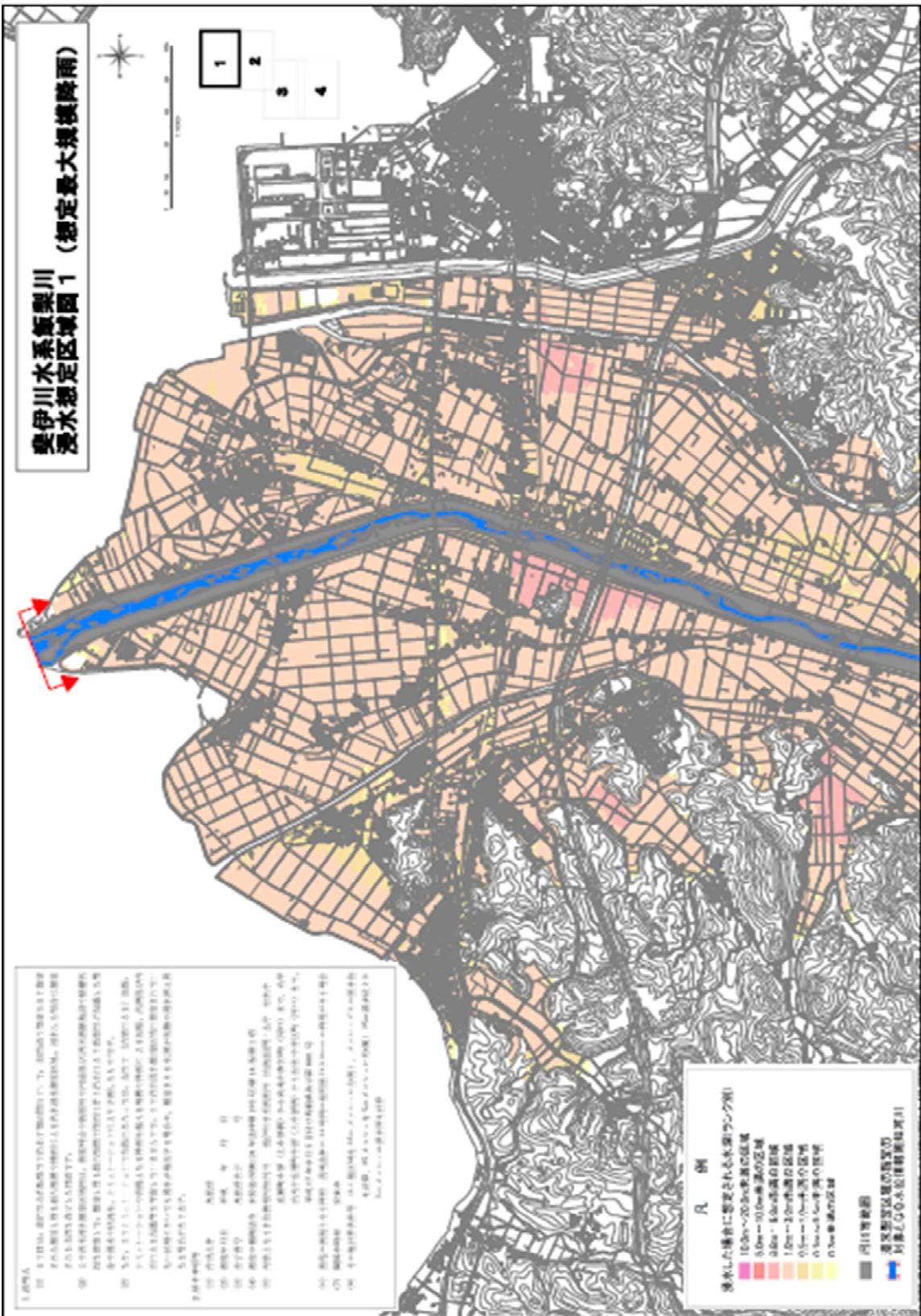
第 号		
公 用 負 担 命 令 票		
1. 目的物名、種類、員数		
負担の内容、使用収用、処分(該当の文字を○で囲むこと。)		
年 月 日		
安来市水防管理者		㊟
上委任者	職名	氏名
		㊟

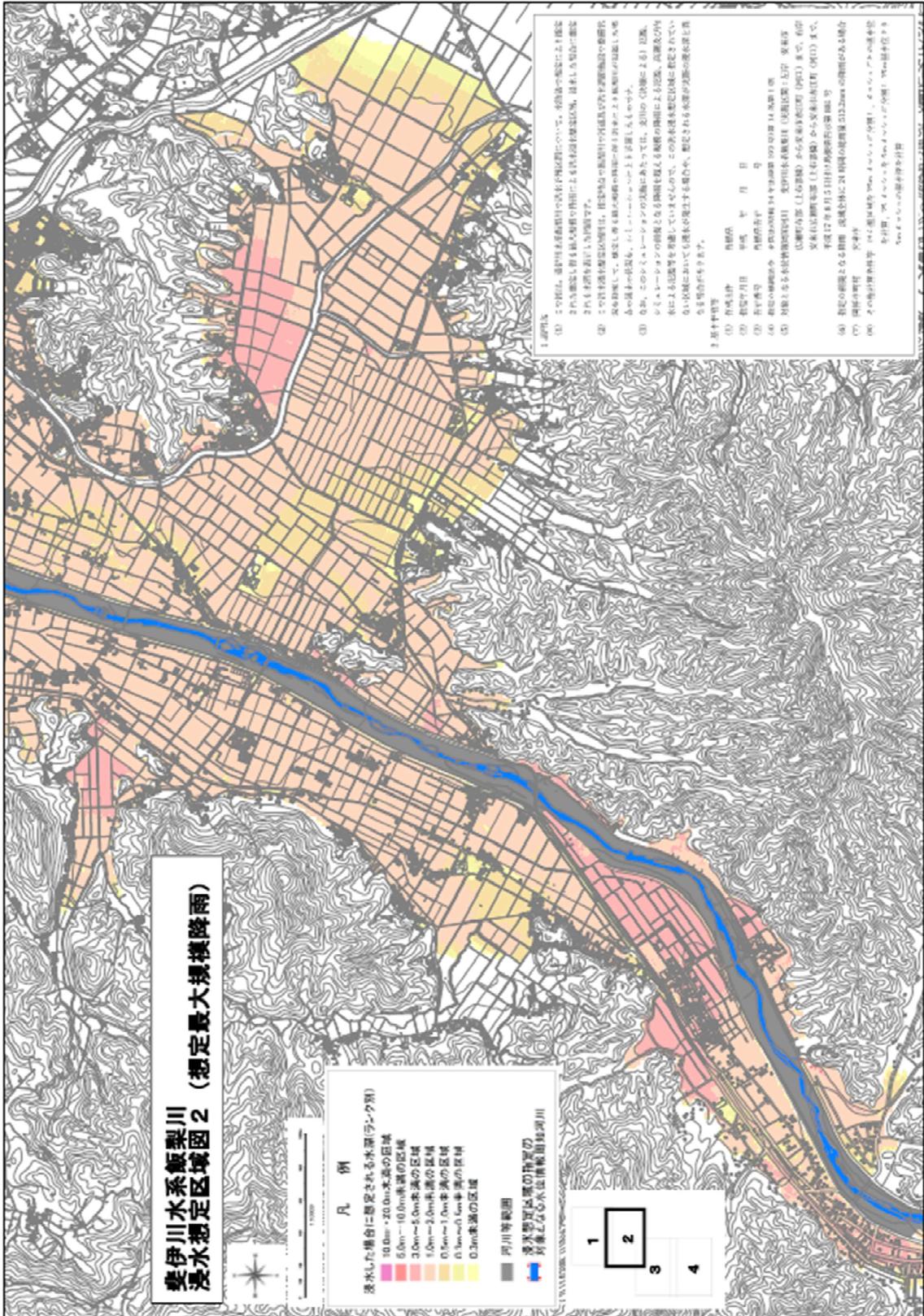
河川決壊・漏水等の通報系統図



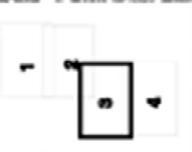
別表 第25号 洪水浸水想定区域図







奥伊川水系飯梨川
浸水想定区域図3 (想定最大規模降雨)



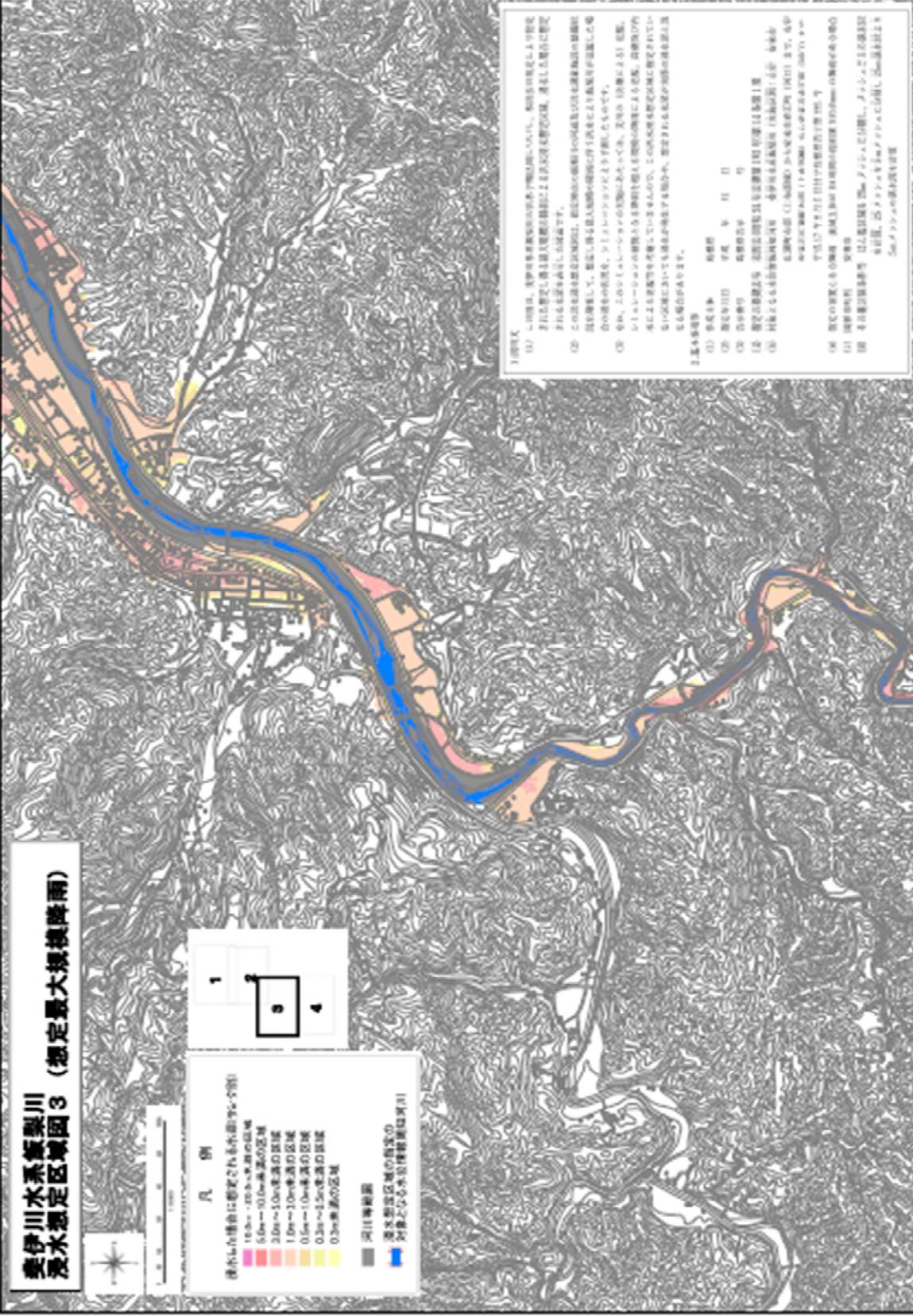
凡例

浸水想定区域は想定最大規模降雨(50mm/時間)

- 1.0m～1.00m未満の浸水想定区域
- 0.5m～1.0m未満の浸水想定区域
- 0.3m～0.5m未満の浸水想定区域
- 0.15m～0.3m未満の浸水想定区域
- 0.05m～0.15m未満の浸水想定区域
- 0.02m未満の浸水想定区域

河川(河川線)

浸水想定区域の指定の
対象となる河川(河川線)



1. 概要

(1) 本図は、静岡県飯梨川水系の飯梨川(0.05km)に、想定最大規模降雨(50mm/時間)による浸水想定区域を示すものである。浸水想定区域は、想定最大規模降雨(50mm/時間)による浸水想定区域を示すものである。

(2) 本図は、飯梨川水系の飯梨川(0.05km)に、想定最大規模降雨(50mm/時間)による浸水想定区域を示すものである。浸水想定区域は、想定最大規模降雨(50mm/時間)による浸水想定区域を示すものである。

(3) 本図は、飯梨川水系の飯梨川(0.05km)に、想定最大規模降雨(50mm/時間)による浸水想定区域を示すものである。浸水想定区域は、想定最大規模降雨(50mm/時間)による浸水想定区域を示すものである。

(4) 本図は、飯梨川水系の飯梨川(0.05km)に、想定最大規模降雨(50mm/時間)による浸水想定区域を示すものである。浸水想定区域は、想定最大規模降雨(50mm/時間)による浸水想定区域を示すものである。

(5) 本図は、飯梨川水系の飯梨川(0.05km)に、想定最大規模降雨(50mm/時間)による浸水想定区域を示すものである。浸水想定区域は、想定最大規模降雨(50mm/時間)による浸水想定区域を示すものである。

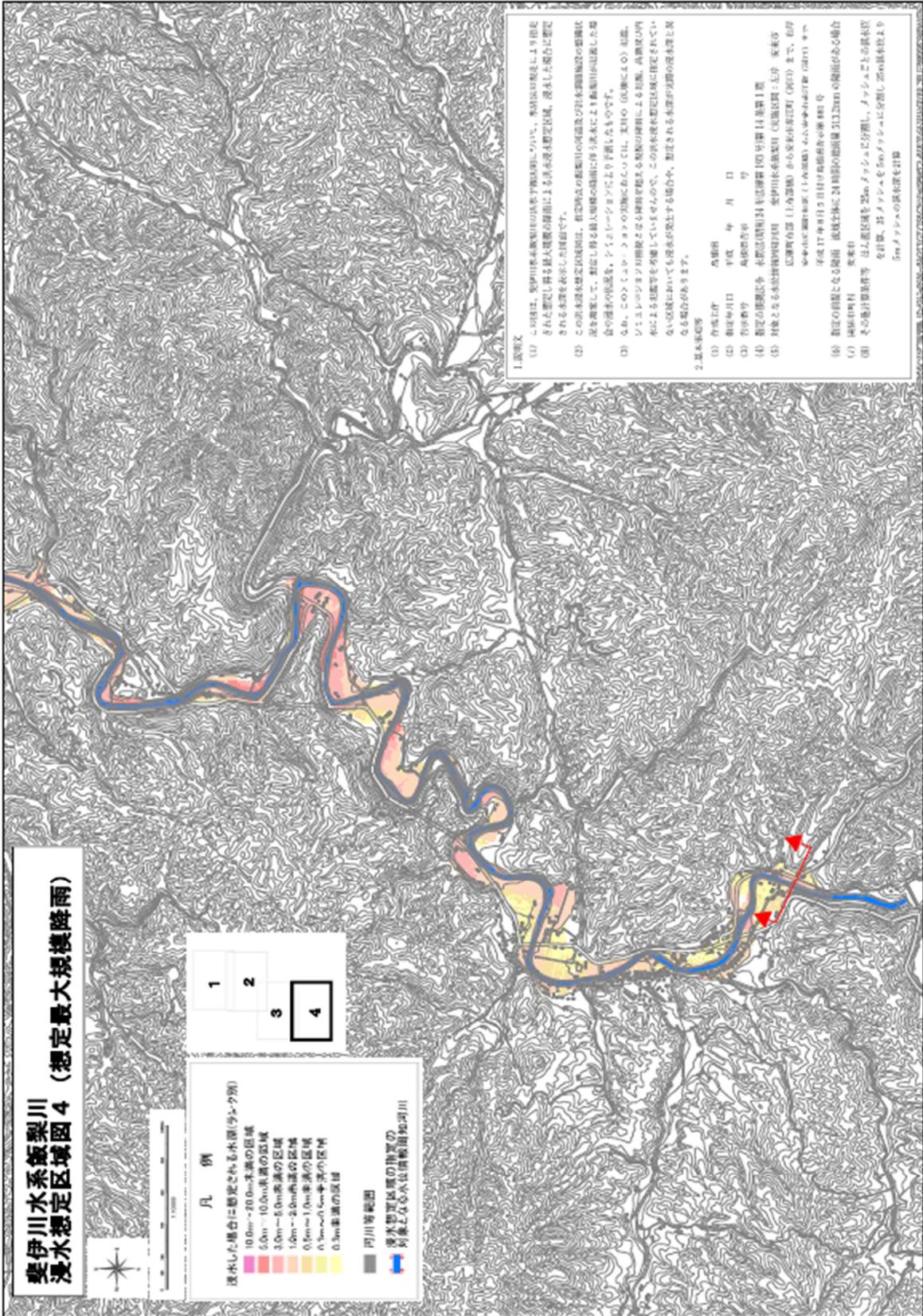
(6) 本図は、飯梨川水系の飯梨川(0.05km)に、想定最大規模降雨(50mm/時間)による浸水想定区域を示すものである。浸水想定区域は、想定最大規模降雨(50mm/時間)による浸水想定区域を示すものである。

(7) 本図は、飯梨川水系の飯梨川(0.05km)に、想定最大規模降雨(50mm/時間)による浸水想定区域を示すものである。浸水想定区域は、想定最大規模降雨(50mm/時間)による浸水想定区域を示すものである。

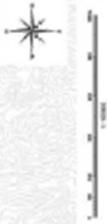
(8) 本図は、飯梨川水系の飯梨川(0.05km)に、想定最大規模降雨(50mm/時間)による浸水想定区域を示すものである。浸水想定区域は、想定最大規模降雨(50mm/時間)による浸水想定区域を示すものである。

(9) 本図は、飯梨川水系の飯梨川(0.05km)に、想定最大規模降雨(50mm/時間)による浸水想定区域を示すものである。浸水想定区域は、想定最大規模降雨(50mm/時間)による浸水想定区域を示すものである。

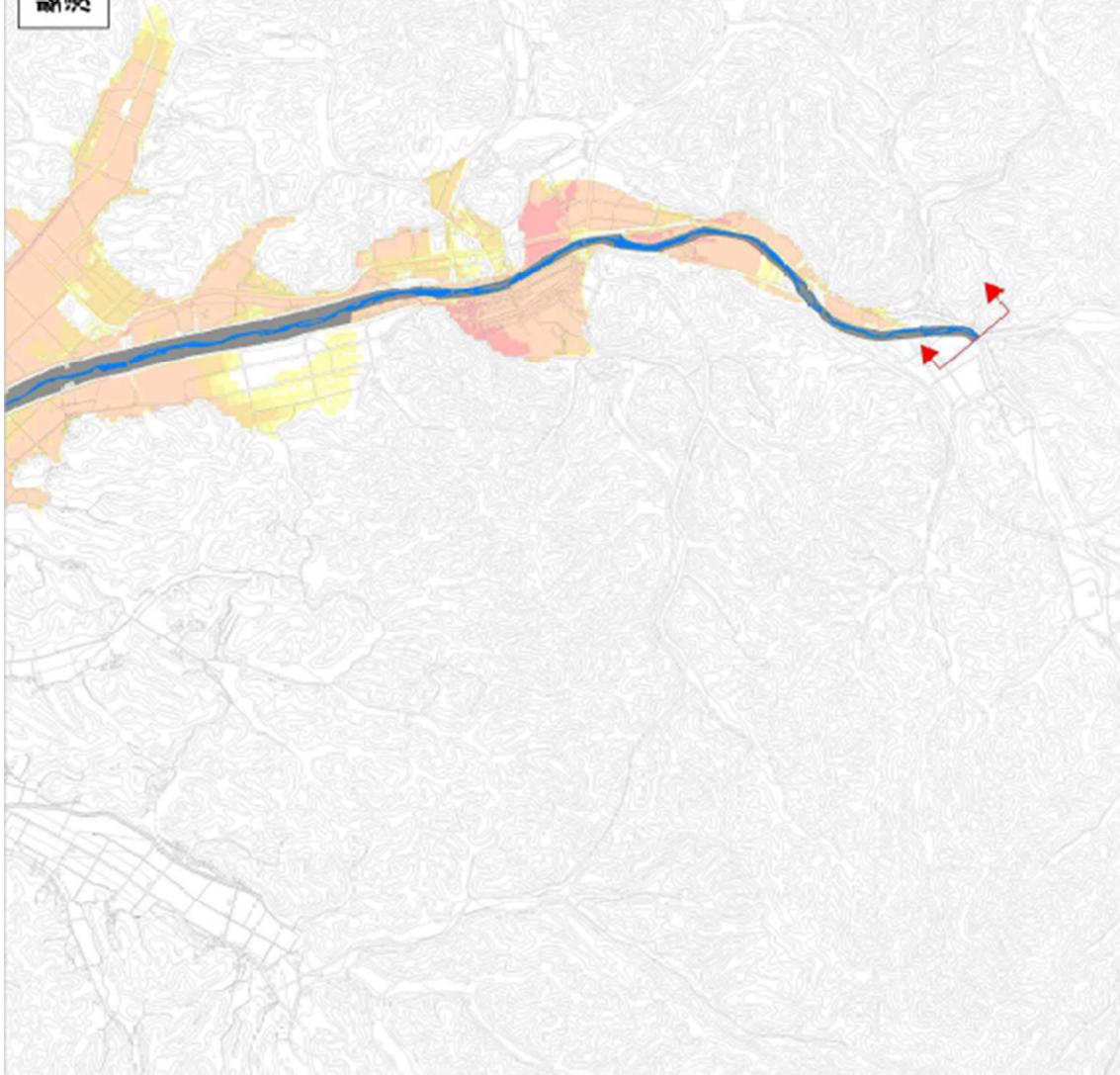
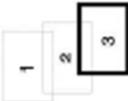
(10) 本図は、飯梨川水系の飯梨川(0.05km)に、想定最大規模降雨(50mm/時間)による浸水想定区域を示すものである。浸水想定区域は、想定最大規模降雨(50mm/時間)による浸水想定区域を示すものである。



斐伊川水系伯太川
浸水想定区域図3 (想定最大規模降雨)



- 凡 例**
- 浸水した場合に想定される水深(シムク別)
 - 3.0m～10.0m未満の区域
 - 3.0m～5.0m未満の区域
 - 1.0m～3.0m未満の区域
 - 0.5m～1.0m未満の区域
 - 0.3m～0.5m未満の区域
 - 0.5m未満の区域
 - 河川等範囲
 - 浸水想定区域の指定の
対象となる水位情報範囲河川



1. 説明文

(1) この図は、斐伊川水系伯太川の洪水予報区域について、水利法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を明示した図面です。

(2) この洪水浸水想定区域は、指定の洪水の水位の上昇の区域及び洪水浸水想定区域の範囲化状況を想定して、想定し得る浸水範囲の範囲に付する結果により有り得る浸水した場合は浸水の状況等、シミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションの前提にあたっては、左川の《流量による》区域、シミュレーションの前提となる降雨量を超える規模の降雨による区域、高瀬及び内水による浸水等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域は指定されたくない区域においても浸水が発生する場合があります。指定される水深が実際の浸水想定となる場合があります。

2. 基本事項等

(1) 作成主体 郡単位

(2) 測定年月日 平成 年 月 日

(3) 告示場所 郡単位告示

(4) 指定の浸水想定 水防法(昭和24年法律第19号)第14条第1項

(5) 対象となる水防法指定河川 斐伊川水系伯太川 (浸水区域：左岸堤内指定大所井沢(野津野)から家来村交差点(河津)まで、右岸堤内指定野津沢(相原庄合流点)から家来村交差点(河口)まで、平成17年8月5日付内閣府告示第1号)

(6) 指定の水深となる時間 浸水想定は、25.4mmの降雨量(25.4mm)の降雨がある場合

(7) 関係の河川 家来川

(8) その他記載事項等 国土建設省(国土院)に分別し、デジタル化の浸水想定区域図、25.4mmの降雨量(25.4mm)の降雨による浸水想定区域図、25.4mmの降雨量(25.4mm)の降雨による浸水想定区域図

水防倉庫並びに資材器具一覧表(令和6年4月1日現在)

河川名		伯太川	飯梨川	飯梨川	飯梨川	飯梨川	飯梨川	飯梨川	伯太川	伯太川	計
所在地		①本署	②赤江	③矢田	④西松井	⑤広瀬分署	⑥広瀬拠点	⑦比田分駐所	⑧伯太分署	⑨八幡原	
資機材名	単位										
かけや(掛矢)	丁	10		6		5	3	1	9	5	39
のこぎり(鋸)	丁	3				3	2		2	4	14
スコップ	丁	96		40		23	19	12	22	12	224
ツルハシ	丁	2				1	4				7
おの(斧)	丁	8					2			1	11
たこづち(蝸鍬)	丁	3									3
シノ	丁	4		2		3		2	4		15
一輪車	合	2				1		1	1		5
ペンチ	丁	6		4			1	3		5	19
なた(鉋)	丁	5				1		2	1		9
金棒	丁										0
ゴムボード	艇	3									3
照明具	個	1									1
救命胴衣	個	24				5		5	5		39
てみ(手箕)	枚	17							3		20
ハンマー	丁	7				4	3		2		16
クリッパー	丁						1				1
ジョレン	丁										0
くわ(鍬)	丁	16				3		3	4	6	32
かま(鎌)	丁	15		11		12		6	8	1	53
鉄線	kg	4								2	6
竹	束										0
杭(丸太)	本	5	18	1,000	585		9			190	1,807
かすがい	個										0
なわ(縄)	玉		45							5	50
むしろ(筵)	枚										0
空俵	枚										0
土嚢袋	枚	5,700		500		1,600	190	900	1,900		10,790
麻袋	枚		7,000							200	7,200
かます(呷)	枚	38	1,600							130	1,768
ロープ	m										0
杭(小)	本										0
ビニール紐	玉	13		6		6	4	11	11		51
メガホン	個										0
鋼杭	kg	150								68	218
釘	kg										0
杉板	枚									216	216
シート	枚	47		20		21	10	20	36		154
防水マット	枚										0
水のう	個										0
SPパイル	本	450		200		64	251	23	32		1,020
草刈機	機	5				1		1	1		8

別表 第27号 水防輸送車両配置一覧表

(単位 台)

区分	機関名	車種										備考		
		乗用車		ジープ	トラック			バン			二輪車		その他	
		大型	小型		大型	小型	軽四	大型 2,000 cc	小型	軽四				
水防支部	松江県土整備事務所			1		3				25	3			
	〃 広瀬土木事業所		1	3		1				4	2			
	雲南県土整備事務所		2	3		1				13	3		3	軽乗用車
	〃 仁多土木事業所		1	1		1				4			1	軽乗用車
	出雲県土整備事務所		4	1	1					12	10		1	軽乗用車
	県央県土整備事務所		1	1		1				6	5			
	〃 大田事業所		1	3						8	5			
	浜田県土整備事務所		2	6		1				16	9		2	軽乗用車
	益田県土整備事務所		2	5						12	7			
	〃 津和野土木事業所		2							6	3			
	隠岐支庁県土整備局		1	2		1				7	6		2	軽乗用車
〃 島前事業部			1		1	2			2	3		1	軽乗用車	
国土交通省	出雲河川事務所	2	10	4						3			1	マイクロバス
	〃 平田出張所		1	1						1				
	〃 大橋川出張所		1	2						1				
	〃 中海出張所		1	2						1				
	志津見ダム管理所		1	1						1				
	尾原ダム管理所		1	1						1			1	軽乗用車
	浜田河川国道事務所		2							3				
	〃 江の川下流出張所		2							1				
	〃 川本出張所		1	1						1				
〃 高津川出張所		2							1					

(単位 台)

所属水防支部	水防管理団体名	車種										備考	
		乗用車		ジープ	トラック			バン			二輪車		その他
		大型	小型		大型	小型	軽四	大型 2,000 cc	小型	軽四			
松江	松江市	4	19			2	7		3	57		116	マイクロバス 他
(広瀬)	安来市	4	12		1	1	6			30		2	乗用車(大型)は8~10人乗りワゴン その他2台はマイクロバス26人と15人乗り
雲南	雲南市	2	39	2	3		14		1	60	1	10	排水ポンプ車1 給水車1、高所作業車1 緊急車両6、油圧ショベル1
	飯南町	2	3	2	1		4	1		2		31	マイクロバス(共用)1 消防車両30
(仁多)	奥出雲町	3	5				2			3		55	緊急車両他
出雲	出雲市		44			1	9		14	56		3	マイクロバス
県央	川本町	1	1			1	2		2	11		2	マイクロバス、10人乗ワゴン
	美郷町	1	22			1	3			8		2	マイクロバス2、10人乗りワゴン1
	邑南町	5	17		1		6					78	マイクロバス、消防車両
(大田)	大田市	2	4		1				3	86		79	その他は消防車両
浜田	浜田市		78			7	14		3	76		13	マイクロバス
	江津市		21	2		1			2	34		30	14人乗りワゴン他
益田	益田市	2		2	1					65			
津和野	津和野町	3	10			3	8	1	2	57		49	消防車両27、バス19、福祉車両2、特殊車両2
	吉賀町		12				4			25		3	マイクロバス2、10人乗ワゴン1
隠岐	隠岐の島町		6	1		1	6	3	2	35		5	マイクロバス2、8人乗ワゴン2、7人乗ワゴン1
	西ノ島町		3		1	3	1	1	1	3		17	消防車両8、マイクロバス等9
	海士町		2			1	1			6		1	マイクロバス
	知夫村						1		1			7	8人乗りワゴン1、マイクロバス1、軽乗用車2、軽貨物3

○安来市防災会議条例

平成16年10月1日

条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、安来市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 安来市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員の定数は、25人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 島根県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 島根県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (4) 教育長
- (5) 消防長及び消防団長
- (6) 指定地方行政機関、指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

6 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、島根県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び識見を有する者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に任命される委員の任期は、第3条第6項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

安来市防災会議委員名簿

(令和6年6月20日現在)

No.	役職	氏名	所属機関名・職名	該当条項 (条例第3条)
	会長	田中 武夫	安来市長	2項
1	委員	松本 実	第八管区海上保安本部 境海上保安部 部長	5項1号
2	委員	久家 好夫	松江地方气象台 次長	5項1号
3	委員	富崎 秀樹	航空自衛隊 第3輸送航空隊 司令	5項2号
4	委員	横井 健司	陸上自衛隊 第13偵察戦闘大隊 戦闘中隊長	5項2号
5	委員	石原 敏巳	松江県土整備事務所 広瀬土木事業所 事業所長	5項3号
6	委員	小谷 祥史	安来警察署 署長	5項4号
7	委員	大久佐 明夫	安来市副市長	5項5号
8	委員	秦 誠司	安来市教育長	5項6号
9	委員	平井 稔久	安来市消防長	5項7号
10	委員	渡部 隆	安来市消防団長	5項7号
11	委員	二岡 敦彦	安来市総務部長	5項8号
12	委員	宇山 富之	安来市政策推進部長	5項8号
13	委員	原 みゆき	安来市教育部長	5項8号
14	委員	石原 秀樹	安来市広瀬地域センター長 (危機管理監)	5項8号
15	委員	大谷 宏	安来市伯太地域センター長 (危機管理監)	5項8号
16	委員	宇名手 由子	安来市総務部人事課長	5項8号
17	委員	加藤 直子	安来市政策推進部観光振興課長	5項8号
18	委員	清水 裕子	安来市市民生活部市民課長	5項8号
19	委員	藤原 聖美	安来市健康福祉部こども未来課長	5項8号
20	委員	内藤 有里子	安来市教育委員会給食教育課長	5項8号
21	委員	石津 光昭	中国電力ネットワーク株式会社 山陰ネットワークセンター 所長	5項9号
22	委員	岩崎 晃	中国電力株式会社 島根原子力発電所 所長	5項9号
23	委員	小田 晃弘	西日本電信電話株式会社 島根支店 支店長	5項9号
24	委員	門脇 優司	安来市自治会代表者協議会 幹事	5項10号
25	委員	岡崎 憲枝	安来市連合婦人会 会長	5項10号

全国統一シンボルマーク



安来市水防計画

(令和6年6月策定)

編集・発行 安来市防災会議

事務局 安来市総務部防災課
〒692-8686
島根県安来市安来町 878 番地 2
電話 0854-23-3074